

第 135 号 (令和 5 年 5 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢施設課】 6
- △ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】 7
- △ 横浜市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則の一部を改正する規則【都市整備局市街地整備調整課】 14

[告示]

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 23
- △ 同 【財政局税制課】 24
- △ 指定納付受託者の指定【財政局徴収対策課】 25
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 26
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 27
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 28
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 29
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 30
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 31
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 32
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 33
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 34
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 35
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 36
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 37
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 38
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 39
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 40

△ 同 備課】	【こども青少年局こども施設整	41
△ 同 備課】	【こども青少年局こども施設整	42
△ 児童福祉施設の廃止及び確認辞退	【こども青少年局こども施設整備課】	43
△ 同	【こども青少年局こども施設整備課】	44
△ 同	【こども青少年局こども施設整備課】	45
△ 同	【こども青少年局こども施設整備課】	46
△ 同	【こども青少年局こども施設整備課】	47
△ 同	【こども青少年局こども施設整備課】	48
△ 同	【こども青少年局こども施設整備課】	49
△ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退	【こども青少年局こども施設整備課 】	50
△ 同 】	【こども青少年局こども施設整備課	51
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定	【健康福祉局生活支援課】	52
△ 生活保護法に基づく施術者の指定	【健康福祉局生活支援課】	54
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更	【健康福祉局生活支援課】	55
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更	【健康福祉局生活支援課】	58
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止	【健康福祉局生活支援課】	60
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	【健康福祉局生活支援課】	61
△ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止	【健康福祉局生活支援課】	63
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	【健康福祉局生活支援課】	64
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更	【健康福祉局生活支援課】	65
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止	【健康福祉局生活支援課】	75
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	【健康福祉局生活支援課】	76
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開	【健康福祉局生活支援課】	78
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の辞退	【健康福祉局生活支援課】	79
△ 令和 5 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率	【健康福祉局保険年金課】	80
△ 令和 5 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額	【健康福祉局保険年金課】	81
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療・更生医療）の指定	【健康福祉局医療援助課】	82
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療・更生医療）の指定の更新	【健康福祉局医療援助課】	83
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 関（育成医療・更生医療）の変更	【健康福祉局医療援助課】	84
△ 横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託	【健康福祉局医療援助課】	85
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ ス事業者の指定	【健康福祉局障害施策推進課】	86
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設 の指定	【健康福祉局障害施策推進課】	90
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事 業者の指定	【健康福祉局障害施策推進課】	91
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事 業者の指定	【健康福祉局障害施策推進課】	92
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ		93

△	ス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	95
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	96
△	身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】	97
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】	100
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	101
△	指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	103
△	低炭素電気の普及の促進に関する指針に係る告示の廃止【環境創造局環境管理課】	104
△	保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】	105
△	公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	112
△	終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	113
△	公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】	114
△	電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】	115
△	横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】	116
△	横浜市学校給食費の徴収事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】	117
	【公告】	
△	市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	118
△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	121
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	123
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	124
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	125
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	126
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	127
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	129
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	130
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	131
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	132
△	横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	133
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	134
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	135
△	横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	136
△	横浜国際港都建設道路事業の施行【建築局都市計画課】	137
△	川崎都市計画下水道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	138
△	マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】	140
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【建築局市街地建築課】	141
△	同【建築局市街地建築課】	142
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	143
△	同【建築局調整区域課】	144
△	同【建築局調整区域課】	145
△	同【建築局調整区域課】	146

△	同	【建築局調整区域課】	147
△	同	【建築局調整区域課】	148
△	同	【建築局調整区域課】	149
△	同	【建築局調整区域課】	150
△	同	【建築局調整区域課】	151
△	同	【建築局調整区域課】	152
△	同	【建築局調整区域課】	153
△	同	【建築局調整区域課】	154
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】		155
△	同	【建築局調整区域課】	156
△	同	【建築局調整区域課】	157
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】		158
△	同	【建築局建築指導課】	159
△	同	【建築局建築指導課】	160
△	同	【建築局建築指導課】	161
△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【都市整備局市街地整備調整課】		162
△	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】		164
△	同	【都市整備局市街地整備調整課】	165
△	土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】		166
△	土地区画整理組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】		167
△	東高島駅北地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】		168
△	川和町駅周辺西地区土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】		169
△	横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】		170
△	横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧【都市整備局上瀬谷整備推進課】		171
【区告示】			
△	認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】		172
△	避難指示の解除【保土ヶ谷区総務課】		173
△	認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】		174
△	同	【金沢区地域振興課】	175
△	同	【瀬谷区地域振興課】	176
△	同	【神奈川区地域振興課】	177
△	同	【神奈川区地域振興課】	178
△	同	【南区地域振興課】	179
△	同	【南区地域振興課】	180
△	同	【南区地域振興課】	181
△	同	【南区地域振興課】	182
△	避難指示の解除【金沢区総務課】		183
△	認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】		184
△	同	【戸塚区地域振興課】	185
△	同	【栄区地域振興課】	186
△	同	【栄区地域振興課】	187
△	同	【栄区地域振興課】	188

△	同	【栄区地域振興課】	189
△	同	【栄区地域振興課】	190
△	同	【栄区地域振興課】	191
△	同	【栄区地域振興課】	192
△	同	【栄区地域振興課】	193
△	同	【栄区地域振興課】	194
△	同	【栄区地域振興課】	195
△	同	【栄区地域振興課】	196
△	同	【栄区地域振興課】	197
	[区公告]		
△	市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【中区総務課】		198
	[交通局]		
△	職員の懲戒処分【人事課】		201
	[医療局病院経営本部]		
△	横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【市民病院医事課】		202
	[教育委員会]		
△	博物館法施行細則の一部を改正する規則【生涯学習文化財課】		203
	[その他]		
△	横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程【総務局防災企画課】		206
△	電子署名に用いる証明書の失効【総務局行政マネジメント課】		207
	[正誤]		209

規則

横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 46 号

横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則
横浜市老人福祉施設条例施行規則（昭和 40 年 8 月横浜市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

横浜市天神ホーム	74 人
----------	------

」

を

「

横浜市天神ホーム	78 人
----------	------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 47 号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(横浜市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 横浜市事務分掌規則(昭和 27 年 10 月横浜市規則第 68 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条 建築監察部の項違反対策課の部第 3 号中「宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく宅地造成工事」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号。以下この部において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下この部において「旧宅地造成等規制法」という。)に基づく宅地造成工事(宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成工事を含む。)」に改め、同部第 8 号中「宅地造成等規制法第 14 条第 4 項」を「旧宅地造成等規制法第 14 条第 4 項(宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に改め、同条宅地審査部の項宅地審査課の部第 9 号中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域」に改める。

(横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第 2 条 横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和 4 年 3 月横浜市規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 18 号を削り、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則の一部改正)

第 3 条 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則(平成 23 年 8 月横浜市規則第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 15 号様式中

「

宅地造成等規制法	規制区域 内・外
----------	----------

」

を

「

宅地造成工事規制区域	内・外
------------	-----

」

に改める。

(横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第 4 条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成 23 年 6 月横浜市規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 10 の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「宅造法の許可申請又は協議」を「旧宅造法の許可申請又は協議」に改め、同表の 13 の項から 15 の項までの規定中「宅造法の許可申請又は協議」を「旧宅造法の許可申請又は協議」に改める。

(租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の一部改正)

第 5 条 租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則(昭和 49 年 7 月横浜市規則第 87 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式注意 2 中「宅地造成等規制法による許可」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(以下「一部改正法」といいます。) による改正前の宅地造成等規制法による許可(一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における許可を含みます。) 」に改める。

(横浜市建築基準法施行細則の一部改正)

第 6 条 横浜市建築基準法施行細則(昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号。以下この項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。) による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下この項及び別表第 1 において「旧宅地造成等規制法」という。) 第 8 条第 1 項(宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) 」に、「同法第 11 条」を「旧宅地造成等規制法第 11 条(宅地造成等規制法一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) 」に改める。

第 18 条第 1 号中「ほか、」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 4 年政令第 393 号)第 1 条の規定による改正前の」を加える。

別表第 1 (1) の項中「宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設

省令第 3 号) 」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年農林水産省、国土交通省令第 3 号) 第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下この項において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。)」に、「宅地造成等規制法施行規則第 4 条第 1 項の表」を「旧宅地造成等規制法施行規則第 4 条第 1 項の表」に改め、同表(2)の項中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

(横浜市都市計画法施行細則の一部改正)

第 7 条 横浜市都市計画法施行細則(昭和 45 年 6 月横浜市規則第 70 号)の一部を次のように改正する。

第 20 号様式中

「

宅地造成等規制区域	内 (第 規 号)	(許可不要)・外
-----------	-----------	----------

」

を

「

宅地造成工事規制区域	内 (第 規 号)	(許可不要)・外
備 考		

」

に改める。

(横浜市宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第 8 条 横浜市宅地造成等規制法施行細則(昭和 37 年 7 月横浜市規則第 56 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 旧宅地造成等規制法(宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。))による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)をいう。以下同じ。)第 3 条第 1 項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事に係る申請等の手続等及び宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 4 条第 1 項に規定する基礎調査については、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 4 年政令第 393 号)第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令

第 16 号。以下「旧政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年農林水産省、国土交通省令第 3 号)第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「旧省令」という。)並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書の様式)

第 2 条 一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第 18 条第 2 項において準用する旧宅地造成等規制法第 6 条第 1 項及び宅地造成及び特定盛土等規制法第 7 条第 1 項に規定する身分を示す証明書の様式は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和 4 年 3 月横浜市規則第 26 号)別記様式とする。

第 5 条中「法第 8 条第 1 項本文」を「旧宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文(一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に改める。

第 6 条中「法」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

第 7 条第 1 項中「法」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第 9 条第 1 項中「法の規定」を「旧宅地造成等規制法の規定(一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に改め、同条第 2 項中「法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、「第 2 項」の次に「(一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」を加える。

第 10 条第 3 項中「法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第 11 条第 1 項中「省令」を「旧省令」に改め、同条第 2 項中「法第 12 条第 3 項」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第 12 条第 3 項」に、「法第 10 条第 2 項」を「旧宅地造成等規制法第 10 条第 2 項」に改める。

第 12 条中「法第 12 条第 3 項」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制

法第 12 条第 3 項」に、「法第 10 条第 2 項」を「旧宅地造成等規制法第 10 条第 2 項」に改める。

第 13 条中「法」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

第 14 条第 1 項中「法第 12 条第 3 項」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第 12 条第 3 項」に、「法第 11 条」を「旧宅地造成等規制法第 11 条」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第 15 条第 1 項中「法第 14 条第 5 項（法」を「一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第 14 条第 5 項（一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改め、「及び法第 22 条第 3 項」を削り、「及び市所属公署」を「区役所等」に改める。

第 16 条中「法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、「第 2 項」の次に「（一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第 17 条及び第 18 条中「政令」を「旧政令」に改める。

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式から第 3 号様式まで 削除

第 4 号様式中「横浜市宅地造成等規制法施行細則」を「横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則」に改める。

第 5 号様式及び第 6 号様式正本中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第 6 号様式の 2 中「横浜市宅地造成等規制法施行細則」を「横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則」に改める。

第 7 号様式中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に、

「

工事現場管理者氏名	
-----------	--

」

を

「

工事現場管理者氏名	
※ 「旧宅地造成等規制法」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。以下「一部改正法」といいます。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例に	

よることとされる場合を含みます。)をいいます。

に改める。

第 8 号様式中「横浜市宅地造成等規制法施行細則」を「横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則」に改める。

第 9 号様式、第 11 号様式正本表面及び副本、第 12 号様式、第 13 号様式並びに第 14 号様式正本表面中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則(平成 16 年 5 月横浜市規則第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 3 号様式第 1 面、第 7 号様式第 2 面及び第 8 号様式第 2 面中「

宅地造成等規制法	規制区域 内・外
----------	----------

を

「

宅地造成工事規制区域	内・外
------------	-----

に改める。

(横浜市地域まちづくり推進条例施行規則の一部改正)

第 10 条 横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成 17 年 9 月横浜市規則第 113 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部改正)

第 11 条 手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則(令和元年 12 月横浜市規則第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号チ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類（第 8 条の規定による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則第 1 号様式を除く。）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 48 号

横浜市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則の一部を改正する規則

横浜市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則（昭和 56 年 2 月横浜市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 40 条」を「第 39 条」に、「第 41 条」を「第 40 条」に、「第 42 条—第 45 条」を「第 41 条—第 44 条」に改める。

第 35 条第 2 項中「前項」を「第 1 項又は第 2 項」に、「100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。」について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率」を「1,000 円未満の端数があるとき、又は全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」について横浜市公有財産規則第 49 条第 1 項に規定する割合」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、計算した額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 35 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、契約を締結しようとする場合において、契約の相手方が売買代金の全額を一時に納付することが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、かつ、利息を付して、5 年以内で市長が定める期間内の延納の特約をすることができる。

3 前項の規定により延納の特約をする場合における利率は、横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 60 号）第 66 条第 2 項の規定により財政局長が定める利率とする。
第 35 条に次の 2 項を加える。

5 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

6 第 4 項の遅延損害金は、未納の売買代金を請求する際に併せて請求するものとする。

第 36 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第 2 項の規定により延納の特約をした場合は、売買代金の完納前に保留地を引き渡すことができる。

第 37 条を削り、第 38 条を第 37 条とし、第 39 条を第 38 条とする。
 第 40 条第 2 項中「5 年」を「10 年」に改め、同条を第 39 条とする

第 41 条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、既納の延納利息
 及び第 35 条第 4 項に規定する遅延損害金は、返還しない。

第 7 章中第 41 条を第 40 条とする。

第 8 章中第 42 条を第 41 条とする。

第 43 条中「第 39 条第 2 項」を「第 38 条第 2 項」に改め、同条を第
 42 条とし、第 44 条を第 43 条とし、第 45 条を第 44 条とする。

第 1 号様式中

「

申込者 住所(郵便番号)
氏名
(法人の場合は、名 称・代表者の氏名)
電話

」

を
「

(申込者)
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者氏名
 電話番号

」

に、
「

横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る保留地の一般競争入札・

指名競争入札・抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

街区番号及び保留地番号	第 街区保留地第 番
地積	平方メートル ┆

」

を
「

横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る次の保留地について、一般競争入札・指名競争入札・抽選に参加したいので申し込みます。

街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第	番
地積	平方メートル		

に改める。

第 2 号様式中

「

次の保留地に係る競争入札について、入札者として指定します。

事業名	横浜国際港都建設事業	地区土地区画整理事業
街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地積	平方メートル	
入札日時	年	月 日

を
「

横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る次の保留地に係る競争入札について、入札者として指定します。

街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第	番
地積	平方メートル		
入札日時	年 月 日 午前・午後 時 分		

に改め、同様式注意 1 中「御持参ください」を「持参してください」に改め、同様式注意 2 中「入札できませんので御注意ください」を「入札できません」に改め、同様式注意 4 中「再交付を行いません」を「再交付しません」に改める。

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 5 条第 2 項)

入 札 書

年 月 日

(宛先)
横浜市長

(入札者)
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

Ⓜ

横浜市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則の規定を遵守の上、次のとおり入札します。

事業名	横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業										
街区番号及び保留地番号	第 街区保留地第 番										
地積	平方メートル										
入札金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(A 4)

第 4 号 様 式 中

「

次の保留地に係る抽選の抽選番号は、次のとおりです。

事 業 名	横浜国際港都建設事業	地区土地区画整理事業
街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地 積		平方メートル
抽 選 番 号	第	番
抽 選 日 時	年	月 日
抽 選 場 所		
抽選保証金の額		円

」

を

「

横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る次の保留地について、
抽選の抽選番号を指定します。

街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地 積		平方メートル
抽 選 番 号	第	番
抽 選 日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
抽 選 場 所		
抽選保証金の額		円

」

に 改 め る。

第 5 号 様 式 中

「

申込者 住所(郵便番号)

氏 名

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

電 話

」

を
「

(申込者)
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

」

に、「保留地を」を「次の保留地を」に改め、「、次のとおり」を削り、

「

平方メートル									
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

」

を
「

平方メートル										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

」

に改める。

第 6 号 様 式 中

「

年 月 日に申込みのありました保留地については、次のとおり売り払うことが決定しましたので通知します。

事業名	横浜国際港都建設事業	地区土地区画整理事業
街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地積	平方メートル	
売買代金	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
契約保証金	円	
契約締結日時	年 月 日	

を
「

年 月 日に申込みのありました、横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る次の保留地について、売り払うことが決定しましたので通知します。

街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地積	平方メートル	
売買代金	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
契約保証金の額	円	
契約締結年月日	年 月 日	

に改め、同様式注意中
「

- (1) 住民票謄本(法人の場合は、資格証明書) 1通
- (2) 印鑑証明書 1通
- (3) 実印

を
「

- (1) 本人の住民票の写し
(マイナンバーの記載のない取得後 3 か月以内のもの、法人の場合は登記事項証明書) 1 通
- (2) 本人の印鑑登録証明書 (取得後 3 か月以内のもの) 1 通
- (3) 本人の実印

に改める。

第 7 号 様 式 中

次の保留地の売払決定は、指定期日までに契約の締結を行わなかったため、取り消しましたので通知します。

事業名	横浜国際港都建設事業	地区土地区画整理事業
街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地積	平方メートル	

を

横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る次の保留地の売払決定は、指定期日までに契約の締結を行わなかったため、取り消しましたので通知します。

街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地積	平方メートル	

に改める。

第 8 号 様 式 中 「第 41 条 第 2 項」を「第 40 条 第 2 項」に、

年 月 日に締結した保留地売買契約については、次の理由により解除しましたので、通知します。

事業名	横浜国際港都建設事業	地区土地区画整理事業
街区番号及び保留地番号	第	街区保留地第 番
地積	平方メートル	

を

「

年 月 日に締結した、横浜国際港都建設事業 地区土地区画整理事業に係る保留地売買契約については、次の理由により解除しましたので通知します。

街区番号及び 保留地番号	第 街区保留地第 番
地 積	平方メートル

」

に改め、同様式注意中「復し、返還して」を「回復して引き渡して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 319 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 3 月 16 日	学校法人聖坂学院	中区山手町 140 番地	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 10 年 3 月 15 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 35 年 4 月 15 日まで

横浜市告示第 320 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 25 年 4 月横浜市告示第 326 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 4 月 20 日	特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	港南区港南台九丁目 30 番 31 号	(新) 平成 25 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで
			(旧) 平成 25 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日まで

横浜市告示第 321 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 指定納付受託者の名称

- (1) P a y P a y 株式会社
- (2) L I N E P a y 株式会社
- (3) ビリングシステム株式会社
- (4) 株式会社ファミリーマート
- (5) 楽天銀行株式会社
- (6) 株式会社みずほ銀行
- (7) 株式会社電算システム

2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

- (1) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- (2) 東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 1 号
- (4) 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
- (5) 東京都港区港南 2 丁目 16 番 5 号
- (6) 東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
- (7) 岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

3 指定納付受託者を指定した日

令和 5 年 4 月 3 日

4 指定納付受託者に納付させる歳入

スマートフォン決済による市税

5 指定納付受託者として指定する期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 5 月 31 日まで

横浜市告示第 322 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーまいた保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	南区宮元町 1 丁目 15 番地の 1

横浜市告示第 323 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーかみおおおか保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	港南区上大岡東一丁目 3 番 18 号

横浜市告示第 324 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーかみながや保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	港南区丸山台一丁目 5 番 9 号

横 浜 市 告 示 第 325 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認
 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 及 び 子 ど も ・
 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、
 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	向 台 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 な つ め の 会
所 在 地	保 土 ケ 谷 区 川 島 町 734

横浜市告示第 326 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーつなしま保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	港北区樽町二丁目 13 番 27 号

横浜市告示第 327 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	こどものまち綱島西保育園
設置者	株式会社グローブ・ハート
所在地	港北区綱島西三丁目 21 番 26 号

横浜市告示第 328 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーひよし保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	港北区箕輪町 2 丁目 2 番 12 号

横浜市告示第 329 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーなかやま保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	緑区台村町 399

横浜市告示第 330 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーたまプラーザ保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	青葉区美しが丘二丁目 18 番地の 8

横浜市告示第 331 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	上郷いちい保育園
設置者	社会福祉法人 水の会
所在地	栄区野七里 1 丁目 2 番 32 号

横浜市告示第 332 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーりょくえんとし保育園
設置者	株式会社小学館アカデミー
所在地	横浜市泉区緑園二丁目 2 番地の 3

横浜市告示第 333 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	戸部みつばち保育園
設置者	株式会社センター
所在地	西区中央一丁目 40 番 1 号

横浜市告示第 334 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	港南台きらきら保育園
設置者	株式会社センター
所在地	港南区港南台三丁目 17 番 15 号

横浜市告示第 335 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	前島保育園
設置者	前島保育株式会社
所在地	旭区鶴ヶ峰二丁目 63 番地の 10

横浜市告示第 336 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	しんざわあゆみ保育室
設置者	学校法人柏栄学園
所在地	戸塚区戸塚町 3,680 番地の 2

横浜市告示第 337 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 B 型
施設名称	アップルメントおおふな保育園
設置者	合同会社グローアップ
所在地	栄区笠間二丁目 20 番 41 号

横浜市告示第 338 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	N P O 法人ちびっこハウス
設置者	特定非営利活動法人ちびっこハウス
所在地	瀬谷区三ツ境 24 番地の 8

横浜市告示第 339 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーまいた保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	南区宮元町 1 丁目 15 番地の 1

横浜市告示第 340 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーかみおおおか保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	港南区上大岡東一丁目 3 番 18 号

横浜市告示第 341 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーかみながや保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	港南区丸山台一丁目 5 番 9 号

横浜市告示第 342 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーつなしま保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	港北区樽町二丁目 13 番 27 号

横浜市告示第 343 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーひよし保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	港北区箕輪町 2 丁目 2 番 12 号

横浜市告示第 344 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーなかやま保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	緑区台村町 399

横浜市告示第 345 号

児童福祉施設の廃止及び確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設を廃止の承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーりょくえんとし保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	泉区緑園二丁目 2 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 346 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 廃 止 ・ 確 認 辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 36 条 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 廃 止 を 承 認 し 、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	あっぷるキッズつるがみね
設置者	社会福祉法人東京愛成会
所在地	旭区鶴ヶ峰二丁目 30 番地の 1

横浜市告示第 347 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 38 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	小学館アカデミーたまプラーザ保育園
設置者	株式会社小学館集英社プロダクション
所在地	青葉区美しが丘二丁目 18 番地の 8

横 浜 市 告 示 第 348 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 年 2 月 1 日	横 浜 内 科 ・ 在 宅 ク リ ニ ッ ク	都 筑 区 牛 久 保 一 丁 目 2 番 9 号
令 和 5 年 2 月 13 日	井 出 整 形 外 科 内 科 ク リ ニ ッ ク	西 区 久 保 町 43 番 11 号
令 和 5 年 2 月 21 日	元 石 川 青 葉 ク リ ニ ッ ク	青 葉 区 元 石 川 町 4,09 4 番 地 の 4
令 和 5 年 3 月 1 日	デ イ ズ 歯 科 ク リ ニ ッ ク 矢 向	鶴 見 区 矢 向 五 丁 目 9 番 23 号
同	調 剤 薬 局 ニ コ ラ	神 奈 川 区 子 安 通 2 丁 目 286 番 地
同	ポ ー ト サ イ ド 薬 局	神 奈 川 区 栄 町 6 番 地 の 1
同	信 堂 薬 局	南 区 宮 元 町 3 丁 目 54 番 地
同	医 療 法 人 智 乃 会 や ま ぐ ち 耳 鼻 咽 喉 科 ・ 小 児 科 ク リ ニ ッ ク	金 沢 区 富 岡 西 七 丁 目 19 番 11 号
同	高 津 歯 科 医 院	港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 5 番 18 号
同	み ら い 薬 局 日 吉 本 町 店	港 北 区 日 吉 本 町 五 丁 目 4 番 地 の 3
同	東 戸 塚 み ど り 在 宅 ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 品 濃 町 513 番 地 の 7
同	フ ォ ー ラ イ フ 薬 局 マ ー ク 店	瀬 谷 区 五 貫 目 町 10 番 地 の 74
令 和 5 年 4 月 1 日	坂 の 上 の ヤ ギ 眼 科	神 奈 川 区 神 大 寺 一 丁 目 13 番 46 号
同	フ ィ ッ ト ケ ア デ ポ 六 角 橋 店 薬 局	神 奈 川 区 六 角 橋 四 丁 目 1 番 24 号
同	横 浜 鶴 ヶ 峰 病 院 付 属 ま い た 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	南 区 花 之 木 町 3 丁 目 48 番 地 の 1
同	よ こ は ま 港 南 台 ク リ ニ ッ ク	港 南 区 港 南 台 四 丁 目 3 番 4 号
同	ま つ の き 内 科 ・ 内 視 鏡 ク リ ニ ッ ク	旭 区 二 俣 川 1 丁 目 5 番 地 の 5

同	ピオン薬局二俣川店	旭区二俣川 2 丁目 13 番地の 1
同	メディカルスキャニング金沢八景	金沢区瀬戸 15 番 10 号
同	日吉本町いけだ内科 消化器・内視鏡クリニック	港北区日吉本町五丁目 4 番 1 号
同	アイセイハート薬局 青葉台店	青葉区青葉台二丁目 2 番地の 2
同	青葉台かなざわ内科 ・内視鏡クリニック	青葉区青葉台二丁目 2 番地の 2
同	あおばの森内科クリニック	青葉区若草台 17 番地の 1
同	横浜ホームクリニック	都筑区牛久保東一丁目 32 番 26 号
同	医療法人社団心愛会 T O W N 訪問診療所 横浜	都筑区中川中央一丁目 29 番 24 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	有限会社佐藤自動車興業	戸塚区下倉田町 1,034 番地の 16	G o r i l l a 訪問看護ステーション	戸塚区上倉田町 14 番地の 2

横浜市告示第 349 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 5 月 1 日	川 邊 純	開設なし	西区岡野二丁目 1 番 17 号
同	柿 澤 雅 彦	かきざわ鍼灸指 圧マッサージ院	南区堀ノ内町 2 丁 目 138 番地の 2
同	平 賀 あゆみ	訪問鍼灸マッサ ー ジ K E i R O W 横浜港南ステ ーション	港南区港南台一丁 目 6 番 2 号
同	大 山 篤	鍼灸マッサ ー ジ エムズサポ ート	港南区日野八丁目 1 番 2 号
同	宮 本 右 京	富岡接骨院	金沢区富岡東六丁 目 1 番 9 号
同	只 野 麻 衣	ハートスマイル マッサ ー ジ・横 浜青葉	青葉区美しが丘五 丁目 13 番地の 6
同	中 島 由 盛	はり、きゅう、 あん摩マッサ ー ジ指圧ひまわり 治療院都筑	都筑区中川一丁目 20 番 1 号
同	宇佐美 駿	同	同
同	阿 部 拓 也	影取おおとも針 灸マッサ ー ジ治 療院	戸塚区影取町 187 番地
同	齊 藤 秀 樹	開設なし	戸塚区戸塚町 2,89 1 番地の 4
同	小山田 典 貴	訪問マッサ ー ジ K E i R O W 大 森ステーション	東京都大田区大森 北 1 丁目 36 番 4 号

横浜市告示第 350 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 2 月 1 日	(新)医療法人徳洲会横浜日野病院	港南区日野三丁目 9 番 3 号
	(旧)医療法人徳洲会日野病院	
令和 5 年 3 月 1 日	(新)アイン薬局横浜美しが丘店	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2
	(旧)松田薬局	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 3 年 5 月 13 日	株式会社ライフサポート	(新)港北区大豆戸町 408 番地の 25	ライフサポート訪問看護リハビリステーション菊名	港北区大豆戸町 311 番地の 1
		(旧)港北区新吉田東三丁目 23 番 39 号		
令和 5 年 2 月 1 日	ソフィアメデイ株式会社	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	ソフィアメデイ訪問看護ステーション日吉	港北区日吉一丁目 4 番 27 号
		(旧)東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号		
同	ソフィアメデイ株式会社	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	ソフィアメデイ訪問看護ステーション青葉台	青葉区しらとり台 1 番地の 8
		(旧)東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号		
同	ソフィアメデイ株式会社	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	ソフィアメデイ訪問看護ステーションセ	都筑区牛久保東一丁目 29 番 5 号

		(旧) 東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号	ンター北	
令和 5 年 2 月 6 日	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション上大岡	港南区大久保一丁目 11 番 13 号
		(旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 3 番 7 号
		(旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション新横浜	港北区岸根町 455 番地の 1
		(旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション菊名	港北区菊名六丁目 20 番 42 号
		(旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション横浜中山	緑区青砥町 3 番地の 5
		(旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション横浜都筑	都筑区早渕三丁目 34 番 60 号

		(旧) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都 中 央区 京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 東 戸 塚	戸 塚 区 品 濃 町 554 番 地 の 2
		(旧) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	株式会社ア ンビス	(新) 東京都 中 央区 京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 立 場	泉 区 中 田 北 一 丁 目 8 番 30 号
		(旧) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 7 番 2 号		

横浜市告示第 351 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 4 年 12 月 1 日	望 月 保	(新) アイランド鍼灸マッサージ治療室	(新) 港北区大倉山三丁目 27 番 30 号
		(旧) こもれび鍼灸マッサージ治療院	(旧) 旭区笹野台二丁目 10 番 6 号
令和 5 年 1 月 1 日	高 橋 久 男	(新) 優々鍼灸マッサージ治療院	(新) 旭区上川井町 17 番地の 4
		(旧) マッサージゆうゆうクラブ	(旧) 旭区本村町 42 番地
令和 5 年 1 月 11 日	江 崎 伸 介	(新) えざき鍼灸マッサージ治療院	(新) 保土ヶ谷区川島町 1,199 番地の 18
		(旧) ゆうき堂たかつ治療院	(旧) 港北区高田西五丁目 40 番 19 号
令和 5 年 1 月 23 日	俵 彩	(新) 大倉山公園前はりきゅう治療室	(新) 神奈川区西神奈川三丁目 9 番地の 6
		(旧) まごころ鍼灸マッサージ治療院	(旧) 港北区北新横浜二丁目 3 番地の 1
同	藤 岡 隆 司	大倉山公園前はりきゅう治療室	(新) 神奈川区西神奈川三丁目 9 番地の 6
			(旧) 神奈川区六角橋六丁目 24 番 3 号
同	塩 田 恵 里	(新) 大倉山公園前はりきゅう治療室	(新) 神奈川区西神奈川三丁目 9 番地の 6
			(旧) はり・きゅう・マッサージみどりの風横浜青葉
令和 5 年 2 月 1 日	八 尋 耕 介	(新) はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧ひまわ	(新) 都筑区中川一丁目 20 番 1 号

		り治療院都筑	
		(旧)こもれび鍼灸 マッサージ治療 院	(旧)旭区笹野台二丁 目 10 番 6 号
令和 5 年 3 月 23 日	長谷川 裕 樹	(新)大口うらしま 整骨院	神奈川県大口通 28 番地
		(旧)うらしま接骨 院	
令和 5 年 3 月 29 日	見代 幸 綱	(新)開設なし	(新)神奈川県菅田町 1,902 番地の 12
		(旧)株式会社 H A S C 事業団さく ら訪問マッサー ジ	(旧)神奈川県沢渡 1 番地の 2

横浜市告示第 352 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 31 日	医療法人裕徳会港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

横浜市告示第 353 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 4 年 3 月 17 日	香山歯科医院	神奈川区西寺尾二丁目 19 番 7 号
令和 4 年 3 月 31 日	平石クリニック	中区山下町 74 番地の 1
令和 4 年 6 月 22 日	たなか歯科医院	港南区港南台三丁目 6 番 36 号
令和 4 年 8 月 31 日	ヒロ薬局	磯子区氷取沢町 361 番地
令和 5 年 2 月 12 日	井出整形外科内科クリニック	西区久保町 43 番 11 号
令和 5 年 2 月 20 日	元石川青葉クリニック	青葉区元石川町 4,094 番地の 4
令和 5 年 2 月 22 日	薬局トモズ江田店	青葉区荏田北三丁目 1 番地の 1
令和 5 年 2 月 28 日	医療法人 R A I S E デンタルクリニック K 矢向	鶴見区矢向五丁目 9 番 23 号
同	調剤薬局ニコラ	神奈川区子安通 2 丁目 28 6 番地
同	ポートサイド薬局	神奈川区栄町 6 番地の 1
同	有限会社信堂薬局	南区宮元町 3 丁目 54 番地
同	やまぐち耳鼻咽喉科・小児科クリニック	金沢区富岡西七丁目 19 番 11 号
同	高津歯科	港北区綱島西一丁目 5 番 18 号
同	高津小児科医院	緑区十日市場町 820 番地の 3
同	東戸塚みどり在宅クリニック	戸塚区品濃町 523 番地の 3
同	大晃堂マーク薬局	瀬谷区五貫目町 10 番地の 74
令和 5 年 3 月 12 日	平安堂薬局戸部店	西区戸部町 7 丁目 225 番地の 103
令和 5 年 3 月 21 日	中川七丁目皮膚科	都筑区中川七丁目 10 番 9 号

令和 5 年 3 月 24 日	恵 歯 科 医 院	泉 区 緑 園 六 丁 目 2 番 地 の 6
令和 5 年 3 月 25 日	景 山 歯 科 医 院	港 南 区 上 大 岡 東 二 丁 目 44 番 11 号
令和 5 年 3 月 31 日	有 限 会 社 森 国 薬 局	西 区 浅 間 町 2 丁 目 98 番 地 の 5
同	医 療 法 人 社 団 仁 明 会 秋 山 脳 神 経 外 科 ク リ ニ ッ ク	港 南 区 港 南 中 央 通 1 番 1 号
同	ヤ マ ム ラ 歯 科	港 南 区 最 戸 一 丁 目 22 番 2 号
同	横 井 医 院	金 沢 区 寺 前 二 丁 目 17 番 22 号
令和 5 年 4 月 7 日	セ ン タ ー 北 調 剤 薬 局	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 1 番 5 号
令和 5 年 4 月 15 日	有 限 会 社 宗 形 薬 局	中 区 新 山 下 一 丁 目 12 番 23 号
令和 5 年 4 月 30 日	あ ざ み 野 フ ォ レ ス ト 歯 科	青 葉 区 元 石 川 町 3,716 番 地 の 3

横 浜 市 告 示 第 354 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 廃 止

生 活 保 護 法 (昭 和 25 年 法 律 第 144 号) 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 (平 成 6 年 法 律 第 30 号) 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 施 術 者 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た

。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃 止 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
令 和 5 年 1 月 31 日	那 倉 洋 平	青 葉 台 接 骨 院	青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 1 番 地 の 1

横浜市告示第 355 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 5 年 2 月 28 日	医療法人社団翔舞会 エムズ総合歯科クリ ニック綱島	港北区綱島西二丁目 5 番 1 号
令和 5 年 3 月 31 日	東條ウイメンズホス ピタル	港南区丸山台二丁目 34 番 7 号

横浜市告示第 356 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 2 月 6 日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介 護ステーション 上大岡	港南区大久保 一丁目 11 番 13 号
		(旧)東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介 護ステーション 金沢文庫	金沢区釜利谷 東二丁目 3 番 7 号
		(旧)東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介 護ステーション 菊名	港北区菊名六 丁目 20 番 42 号
		(旧)東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455 番地の 1
		(旧)東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介 護ステーション 横浜中山	緑区青砥町 3 番地の 5

		号 (旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 都 筑	都 筑 区 早 渕 三 丁 目 34 番 60 号
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 東 戸 塚	戸 塚 区 品 濃 町 554 番 地 の 2
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 立 場	泉 区 中 田 北 一 丁 目 8 番 30 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 4 月 16 日	医療法人緑 樹会	青葉区しら とり台 1 番 地の 12	訪問看護ステ ーションリハ ・オリビエ	(新) 青葉区しら とり台 1 番地 の 12
				(旧) 青葉区もえ ぎ野 10 番地 の 16
令和 5 年 2 月 1 日	(新) 株式会社 シーユーシ ー・ホスピ ス	(新) 東京都港 区芝浦 3 丁 目 1 番 1 号	看護クラーク 保土ヶ谷	保土ヶ谷区東 川島町 16 番 地の 10
	(旧) エムスリ ーナースサ ポート株式 会社	(旧) 東京都中 央区東日本 橋 1 丁目 1 番 7 号		
同	ソフィアメ ディ株式会	(新) 東京都港 区芝浦 3 丁	ソフィアメデ スィ訪問看護	港北区日吉一 丁目 4 番 27 号

	社	目 1 番 1 号 (旧) 東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号	テーション日吉	
同	同	(新) 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号 (旧) 東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号	ソフィアメデ イ訪問看護 テーション青 葉台	青葉区しらと り台 1 番地の 8
同	同	(新) 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号 (旧) 東京都品川区西五反田 1 丁目 3 番 8 号	ソフィアメデ イ訪問看護 テーションセ ンター北	都筑区牛久保 東一丁目 29 番 5 号
同	株式会社シー ユーシー ・ホスピス	(新) 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号 (旧) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号	看護クラーク 東戸塚	戸塚区川上町 84 番地の 1
同	同	(新) 東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号 (旧) 東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号	看護クラーク 横浜瀬谷	瀬谷区五貫目 町 10 番地の 38
令和 5 年 2 月 6 日	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医心館訪問看 護ステーション 上大岡	港南区大久保 一丁目 11 番 13 号
同	同	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医心館訪問看 護ステーション 金沢文庫	金沢区釜利谷 東二丁目 3 番 7 号

		2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 菊 名	港 北 区 菊 名 六 丁 目 20 番 42 号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 新 横 浜	港 北 区 岸 根 町 455 番 地 の 1
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 中 山	緑 区 青 砥 町 3 番 地 の 5
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 都 筑	都 筑 区 早 渕 三 丁 目 34 番 60 号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 東 戸 塚	戸 塚 区 品 濃 町 554 番 地 の 2
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 立 場	泉 区 中 田 北 一 丁 目 8 番 30 号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		

		2 号		
--	--	-----	--	--

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 2 年 1 月 30 日	株式会社新 成堂薬局	(新)東京都港区高輪 4 丁目 8 番 11 号	新成堂薬局中 尾店	旭区中尾二丁 目 2 番 4 号
		(旧)東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 7 号		
同	同	(新)東京都港区高輪 4 丁目 8 番 11 号	新成堂薬局金 沢八景店	金沢区瀬戸 19 番 14 号
		(旧)東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 7 号		
令和 5 年 1 月 23 日	株式会社 S F・インフ ォネット	(新)川崎市高津区上作延 1 丁目 1 番 25 号	セントラル薬 局	青葉区藤が丘 二丁目 29 番地 の 10
		(旧)川崎市高津区上作延 539 番地の 5		

4 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 30 年 10 月 22 日	一般社団法人横浜市緑区医師会	(新)緑区中山三丁目 16 番 2 号	緑区医師会居 宅支援センタ ー	(新)緑区中山三 丁目 16 番 2 号
		(旧)緑区中山町 1,156 番地		(旧)緑区中山町 1,156 番地
令和 5 年 2 月 6 日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館居宅介 護支援事業所 金沢文庫	金沢区釜利谷 東二丁目 3 番 7 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館居宅介 護支援事業所 新横浜	港北区岸根町 455 番地の 1
		(旧)東京都中央区八重洲		

		2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館居宅介 護支援事業所 横浜都筑	都筑区早渕三 丁目 34 番 60 号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館居宅介 護支援事業所 東戸塚	戸塚区品濃町 554 番地の 2
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 4 月 16 日	医療法人緑 樹会	青葉区しら とり台 1 番 地の 12	訪問看護ステ ーションリハ ・オリビエ	(新) 青葉区しら とり台 1 番地 の 12
				(旧) 青葉区もえ ぎ野 10 番地の 16
令和 5 年 2 月 1 日	ソフィアメ ディ株式会 社	(新) 東京都港 区芝浦 3 丁 目 1 番 1 号	ソフィアメデ ィ訪問看護日 テーション吉	港北区日吉一 丁目 4 番 27 号
		(旧) 東京都品 川区西五反 田 1 丁目 3 番 8 号		
同	同	(新) 東京都港 区芝浦 3 丁 目 1 番 1 号	ソフィアメデ ィ訪問看護青 葉台	青葉区しらと り台 1 番地の 8
		(旧) 東京都品 川区西五反 田 1 丁目 3 番 8 号		
同	同	(新) 東京都港 区芝浦 3 丁 目 1 番 1 号	ソフィアメデ ィ訪問看護セ ンター北	都筑区牛久保 東一丁目 29 番 5 号
		(旧) 東京都品 川区西五反 田 1 丁目 3 番 8 号		

同	株式会社シー・ホスピス	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	看護クラス 東戸塚	戸塚区川上町 84 番地の 1
		(旧)東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号		
同	同	(新)東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号	看護クラス 横浜瀬谷	瀬谷区五貫目町 10 番地の 38
		(旧)東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 7 号		
令和 5 年 2 月 6 日	株式会社アソビ	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション上大岡	港南区大久保一丁目 11 番 13 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 3 番 7 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション菊名	港北区菊名六丁目 20 番 42 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問看護ステーション新横浜	港北区岸根町 455 番地の 1
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1	医心館訪問看護ステーション	緑区青砥町 3 番地の 5

		丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	ン 横浜 中山	
同	同	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 都 筑	都 筑 区 早 渕 三 丁目 34 番 60 号
同	同	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 東 戸 塚	戸 塚 区 品 濃 町 554 番 地 の 2
同	同	(新) 東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号 (旧) 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号	医 心 館 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 立 場	泉 区 中 田 北 一 丁目 8 番 30 号

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 2 年 1 月 30 日	株式会社新成堂薬局	(新) 東京都港区高輪 4 丁目 8 番 11 号 (旧) 東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 7 号	新成堂薬局中尾店	旭区中尾二丁目 2 番 4 号
同	同	(新) 東京都港区高輪 4 丁目 8 番 11 号 (旧) 東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 7 号	新成堂薬局金沢八景店	金沢区瀬戸 19 番 14 号
令和 5 年 1 月 23 日	株式会社 S F・インフォネット	(新) 川崎市高津区上作延 1 丁目 1 番	セントラル薬局	青葉区藤が丘二丁目 29 番地の 10

		25 号	
		(旧)川崎市高津区上作延 539 番地の 5	

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 2 月 6 日	株式会社アンビス	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介護ステーション上大岡	港南区大久保一丁目 11 番 13 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介護ステーション金沢文庫	金沢区釜利谷東二丁目 3 番 7 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介護ステーション菊名	港北区菊名六丁目 20 番 42 号
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介護ステーション新横浜	港北区岸根町 455 番地の 1
		(旧)東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新)東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医心館訪問介護ステーション横浜中山	緑区青砥町 3 番地の 5
		(旧)東京都中央区八重洲		

		2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 都 筑	都 筑 区 早 渕 三 丁 目 34 番 60 号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 東 戸 塚	戸 塚 区 品 濃 町 554 番 地 の 2
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋 1 丁目 6 番 1 号	医 心 館 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 立 場	泉 区 中 田 北 一 丁 目 8 番 30 号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 7 番 2 号		

横浜市告示第 357 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社 あゆみ	泉区和泉町 6,095 番地の 18	あゆみケアセンター	泉区和泉町 6,095 番地の 18

2 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	ステイブル株式会社	戸塚区前田町 506 番地の 3	あおい訪問看護ステーション	戸塚区前田町 506 番地の 3

3 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社 M & H	港北区小机町 1,512 番地の 6	ライフエールケアマネーション	鶴見区梶山二丁目 25 番 60 号
同	株式会社 日本イノベーション	緑区十日市場町 813 番地の 9	居宅介護支援オアシス	緑区長津田町 2,733 番地

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	ステイブル株式会社	戸塚区前田町 506 番地の 3	あおい訪問看護ステーション	戸塚区前田町 506 番地の 3

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社 あゆみ	泉区和泉町 6,095 番地の 18	あゆみケアセンター	泉区和泉町 6,095 番地の 18

横浜市告示第 358 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町 4 丁目 55 番地	セントケア神奈川	神奈川区大口通 128 番地の 7
同	同	同	セントケア富岡	金沢区富岡西二丁目 3 番 1 号
同	特定非営利活動法人グループおおきな木	港北区綱島西二丁目 13 番 7 号	グループおおきな木	港北区綱島西二丁目 13 番 7 号
同	医療法人社団有仁会	緑区長津田町 2,733 番地	島津メディカルクリニックなでしこ	緑区十日市場町 815 番地の 4
同	特定非営利活動法人みなみかぜ	都筑区北山田二丁目 11 番 14 号	みなみかぜ都筑	都筑区東山田町 237 番地

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 1 月 31 日	有限会社マールキ商事	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2	松田薬局	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2

3 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人ひまわり福祉会	港南区日野南五丁目 56 番 2 号	特別養護老人ホーム富岡はまかぜデイサービスセンター	金沢区富岡東二丁目 1 番 6 号
同	医療法人社団有仁会	緑区長津田町 2,733 番地	医療法人社団有仁会ライトハウス	緑区長津田町 2,733 番地

4 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	一般社団法人横浜市都筑区医師会	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号	都筑区医師会福祉用具センター	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	一般社団法人横浜市都筑区医師会	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号	都筑区医師会福祉用具センター	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号

6 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	株式会社フルライフ	南区山王町 3 丁目 24 番地の 8	フルライフ磯子	磯子区磯子三丁目 3 番 21 号
同	特定非営利活動法人グループおおきな木	港北区綱島西二丁目 13 番 7 号	グループおおきな木	港北区綱島西二丁目 13 番 7 号
令和 5 年 4 月 1 日	有限会社よろこびケアプラン	中区本牧三之谷 4 番 9 号	よろこびケアプラン	中区本牧三之谷 4 番 9 号

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 1 月 31 日	有限会社マルキ商事	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2	松田薬局	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2

8 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	一般社団法人横浜市都筑区医師会	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号	都筑区医師会福祉用具センター	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号

9 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	一般社団法人横浜市都筑区医師会	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号	都筑区医師会福祉用具センター	都筑区牛久保西一丁目 23 番 4 号

横 浜 市 告 示 第 359 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 介 護 機 関 の 再 開

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 54 条 の 2 第 1 項 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 に 規 定 す る 指 定 介 護 機 関 を 次 の と お り 再 開 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

居 宅 介 護 事 業 者 （ 訪 問 介 護 ）

再 開 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	居 宅 介 護 事 業 所 の 所 在 地
令 和 5 年 4 月 1 日	一 般 社 団 法 人 新 横 浜 コ ア ラ	港 北 区 烏 山 町 1,021 番 地 の 3	一 般 社 団 法 人 新 横 浜 コ ア ラ	港 北 区 烏 山 町 1,021 番 地 の 3

横浜市告示第 360 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	医療法人社団 翔舞会	東京都中野区東中野 1 丁目 51 番 1 号	医療法人社団 翔舞会 エムズ 総合歯科 クリニック 綱島	港北区綱島西二丁目 5 番 1 号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 3 月 1 日	医療法人社団 翔舞会	東京都中野区東中野 1 丁目 51 番 1 号	医療法人社団 翔舞会 エムズ 総合歯科 クリニック 綱島	港北区綱島西二丁目 5 番 1 号

横浜市告示第 361 号

令和 5 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率

横浜市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、令和 5 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率を次のように定めた。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割 0.0785

(2) 被保険者均等割 36,640 円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割 0.0245

(2) 被保険者均等割 11,580 円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割 0.0300

(2) 被保険者均等割 15,490 円

横浜市告示第 362 号

令和 5 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額

横浜市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号）第 19 条の 2 第 1 項並びに横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年 3 月横浜市規則第 10 号。以下「規則」という。）第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 2 項の規定により、令和 5 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額を次のとおり定めた。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 基礎賦課額

(1)	規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する額	25,648 円
(2)	規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する額	18,320 円
(3)	規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する額	7,328 円
(4)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する額	5,496 円
(5)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する額	9,160 円
(6)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する額	14,656 円
(7)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する額	18,320 円

2 後期高齢者支援金等賦課額

(1)	規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する額	8,106 円
(2)	規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する額	5,790 円
(3)	規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する額	2,316 円
(4)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する額	1,737 円
(5)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する額	2,895 円
(6)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する額	4,632 円
(7)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する額	5,790 円

3 介護納付金賦課額

(1)	規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する額	10,843 円
(2)	規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する額	7,745 円
(3)	規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する額	3,098 円

横浜市告示第 363 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 5 月 1 日	片倉町あかり脳神経内科・内科クリニック	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号	中枢神経
同	横浜元町ナチュラル歯科矯正歯科	中区山下町 88 番地	歯科矯正
同	サエラ薬局片倉町店	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号	薬局
同	ピオン薬局二俣川店	旭区二俣川 2 丁目 13 番地の 1	同
同	オーブ薬局戸塚店	戸塚区戸塚区町 3,84 2 番地	同
同	薬局トモズ下倉田店	戸塚区下倉田町 1,88 3 番地	同
同	スギ訪問看護ステーション六浦	金沢区六浦一丁目 1 番 13 号	訪問看護
同	さぼーとめぐみ訪問看護リハビリステーション	戸塚区川上町 464 番地の 29	同

横浜市告示第 364 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 4 月 1 日	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立透析クリニック	戸塚区戸塚町 157 番地の 3	腎臓
同	秋本薬局鶴ヶ峰 3 号店	旭区鶴ヶ峰二丁目 1 番地の 2	薬局
令和 5 年 5 月 1 日	田辺薬局鶴見駒岡店	鶴見区駒岡四丁目 21 番 55 号	同
同	日本調剤東神奈川薬局	神奈川区西神奈川一丁目 6 番地の 1	同
同	マーガレット薬局	戸塚区品濃町 538 番地の 1	同
令和 5 年 6 月 1 日	ココカラファイン薬局相鉄いずみ中央店	泉区和泉中央南五丁目 4 番 13 号	同
同	クリエイト薬局上永谷駅北店	港南区丸山台一丁目 5 番 7 号	同
同	クリエイト薬局港北高田店	港北区高田西二丁目 11 番 30 号	同

横 浜 市 告 示 第 365 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 5 年 4 月 1 日	(新) リ ニ エ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 横 浜 青 葉	青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 13 番 地 の 3	訪 問 看 護
	(旧) 神 奈 川 リ ハ ビ リ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン あ お ば		

横 浜 市 告 示 第 366 号

横 浜 市 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 収 納 事 務 の 委 託

高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 (昭 和 57 年 法 律 第 80 号) 第 114 条 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
三 菱 U F J ニ コ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 石 塚 啓	東 京 都 文 京 区 本 郷 3 丁 目 33 番 5 号	令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 367 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 4 月 1 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会 訪問介護看護かながわ	神奈川区反町 1 丁目 7 番地の 1	居宅介護
同	特定非営利活動法人ダイバーシティコミュニケーションズ	就労定着支援事業所 ビンゴ横浜	中区山下町 32 番地の 13	就労定着支援
同	株式会社フロンティア	リラス訪問介護センター 神奈川	中区尾上町 3 丁目 46 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護
同	合同会社マリンブルーカーケア	マリンブルーカーケア	中区寺久保 65 番地の 2	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 One Heart ケアステーション	One Heart ケアステーション	中区根岸町 1 丁目 26 番地	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	ネクタコレクト株式会社	A C E (エース)	南区大岡二丁目 7 番 18 号	就労継続支援 B 型
同	特定非営利活動法人ともにあゆむ	P r e c i o u s L i f e	戸塚区名瀬町 2, 342 番地の 1	生活介護
同	株式会社サンウエルズ	サンウエルズ 港南台へ	港南区港南台九丁目 29 番 23 号	居宅介護

		ル パ ー ス テ ー シ ョ ン		
同	社 会 福 祉 法 人 同 愛 会	芹 が 谷 や ま ゆ り 園	港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 3 番 1 号	短 期 入 所
同	社 会 福 祉 法 人 あ お ぼ の 実	は じ ま り の 家	緑 区 長 津 田 み な み 台 一 丁 目 8 番 地 の 7	共 同 生 活 援 助
同	〇 〇 〇 株 式 会 社	ア ワ ー ケ ア 瀬 谷	瀬 谷 区 本 郷 四 丁 目 3 番 地 の 1	居 宅 介 護 、 重 度 訪 問 介 護
同	N P O 法 人 る ん る ん	絆	瀬 谷 区 阿 久 和 南 三 丁 目 40 番 地 の 2	生 活 介 護
同	株 式 会 社 サ ー ド ス テ ー ジ	と も が き 横 浜	青 葉 区 み た け 台 28 番 地 の 7	共 同 生 活 援 助
同	社 会 福 祉 法 人 ル ・ プ リ	ワ ー ク ス テ ー シ ョ ン ポ パ イ	青 葉 区 田 奈 町 14 番 地 の 13	生 活 介 護
同	株 式 会 社 フ ァ イン	ス ロ ー ラ イ フ	青 葉 区 若 草 台 5 番 地 の 22	行 動 援 護
同	社 会 福 祉 法 人 あ お ぼ の 実	訪 問 介 護 事 業 所 め た ぼ	青 葉 区 荏 田 西 二 丁 目 14 番 地 の 3	居 宅 介 護 、 重 度 訪 問 介 護
同	社 会 福 祉 法 人 あ お ぼ の 実	青 葉 マ ナ	青 葉 区 田 奈 町 44 番 地 の 35	共 同 生 活 援 助
同	社 会 福 祉 法 人 あ お ぼ の 実	青 葉 区 生 活 支 援 セ ン タ ー	青 葉 区 荏 田 西 二 丁 目 14 番 地 の 3	自 立 生 活 援 助
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 都 筑 ハ ー ベ ス ト の 会	都 筑 ハ ー ベ ス ト	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 五 丁 目 6 番 5 号	生 活 介 護
同	社 会 福 祉 法 人 県 央 福 祉 会	ぼ の 牛 久 保	都 筑 区 牛 久 保 一 丁 目 14 番 5 号	生 活 介 護
同	社 会 福 祉 法 人 同 愛 会	つ づ き 地 域 活 動 ホ ー ム く さ ぶ え	都 筑 区 牛 久 保 東 一 丁 目 33 番 1 号	自 立 生 活 援 助

令和 5 年 5 月 1 日	ほっとすま いる合同会 社	ほっとすま いる	鶴見区鶴見中央 三丁目 1 番 6 号	行動援護
同	有限会社望 月	四季訪問介 護	鶴見区市場東中 町 8 番 25 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社 F a s t M o t i o n	就労移行 I T スクール 横浜駅西口 第 3 オフィ ス	神奈川区鶴屋町 1 丁目 7 番地の 19	就労移行支 援
同	就労支援カ レッジ株式 会社	就労支援カ レッジ横浜 伊勢佐木校	中区曙町 2 丁目 19 番地の 1	就労定着支 援
同	R E T R I E V E H O U S E 株 式会社	リトハウス 関内	中区尾上町 1 丁 目 8 番地	就労定着支 援
同	社会福祉法 人夢 2 1 福 祉会	ワークショ ップ夢 2 1	保土ヶ谷区坂本 町 128 番地の 31	生活介護
同	株式会社コ ールポート	C o c o r p o r t 新横浜駅前 O f f i c e	港北区新横浜三 丁目 6 番地の 1	就労移行支 援
同	株式会社日 向	訪問介護ひ なた	港北区大曾根二 丁目 23 番 2 号	同行援護
同	株式会社ケ アリッツ・ アンド・パ ートナーズ	ケアリッツ 新横浜	港北区新羽町 28 4 番地	居宅介護
同	株式会社ラ ウンド・フ ォー	ヘルパーズ テーション アンド	港北区綱島西二 丁目 12 番 27 号	行動援護
同	一般社団法 人神奈川社 会福祉支援 パスセンタ ー	パスセンタ ー上大岡プ ラザ	港南区上大岡西 一丁目 11 番 3 号	就労定着支 援

同	福祉創造株式会社	金沢ケア・サービス 旭事業所	旭区今宿東町 1, 602 番地	同行援護
同	セントケア 神奈川株式会社	セントケア あさひ	旭区さちが丘 99 番地の 1	居宅介護

横浜市告示第 368 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 38 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 4 月 1 日	社会福祉法人同愛会	芹が谷やまゆり園	港南区芹が谷二丁目 3 番 1 号	施設入所支援、生活介護

横浜市告示第 369 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 19 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 4 月 1 日	社会福祉法人あおぼの実	青葉区生活支援センター	青葉区荏田西二丁目 14 番地の 3	地域移行支援、地域定着支援

横浜市告示第 370 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社 One ハートケアステ ーション	One ハートケ アステーション	中区根岸町 1 丁目 26 番地
同	一般社団法人コ ンフォルタ	相談支援事業所 ピュアキッズ	泉区和泉中央南四 丁目 1 番 6 号
同	社会福祉法人あ おぼの実	青葉区生活支援 センター	青葉区荏田西二丁 目 14 番地の 3

横浜市告示第 371 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人青葉の樹	青葉マナ	青葉区田奈町 44 番地の 35	共同生活援助
同	特定非営利活動法人青葉の樹	はじまりの家	緑区長津田みなみ台一丁目 8 番地の 7	共同生活援助
同	合同会社 J a m y	こうなん Y O U 輝	港南区港南台二丁目 19 番 2 号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	セントケア神奈川株式会社	セントケア神奈川	神奈川区大口通 128 番地の 7	居宅介護
同	セントケア神奈川株式会社	セントケア富岡	金沢区富岡西二丁目 3 番 1 号	居宅介護
同	セントケア神奈川株式会社	セントケア横浜緑	緑区長津田みなみ台一丁目 33 番地の 5	重度訪問介護
同	特定非営利活動法人ヒューマンフレロシップ	H a t a L a b o	磯子区中浜町 5 番 9 号	就労移行支援
同	特定非営利活動法人ヒューマンフレロシップ	H a t a L a b o ぷらす	磯子区中浜町 5 番 9 号	就労定着支援
同	特定非営利活動法人ワ	特定非営利活動法人ワ	瀬谷区南台一丁目 17 番地の	重度訪問介護

	一カーズわ くわく	一カーズわ くわく	3	
同	特定非営利 活動法人み なみかぜ	みなみかぜ 都筑	都筑区東山田 町 237 番地	居宅介護、重 度訪問介護
同	N P O 法人 はあと	ヘルパーズ テーション あっと	磯子区久木町 18 番 8 号	居宅介護、重 度訪問介護
同	社会福祉法 人かながわ 共同会	芹が谷やま ゆり園	港南区芹が谷 二丁目 3 番 1 号	施設入所支援 、生活介護、 短期入所
同	特定非営利 活動法人メ ンタルサポ ートあおば	訪問介護事 業所 めた ぽ	青葉区荏田西 二丁目 14 番地 の 3	居宅介護、重 度訪問介護
令和 5 年 4 月 1 日	アイワサー ビス株式会 社	あいわホー ム横浜川和	都筑区川和町 1,211 番地の 11	共同生活援助
同	株式会社 C A R E L A N D	ハッピーズ マイル・ケ アヘルパー ステーション 横浜	南区山王町 4 丁目 28 番地の 1	居宅介護、重 度訪問介護

横浜市告示第 372 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定に基づき、指定一般相談支援事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 3 月 10 日	特定非営利活動法人スリー A	指定特定オツティモ相談支援事業所	金沢区寺前二丁目 26 番 15 号	地域移行支援、地域定着支援
令和 5 年 3 月 31 日	社会福祉法人ル・プリ	青葉メゾン地域生活支援センター V i v o	青葉区奈良町 1,757 番地の 3	地域移行支援、地域定着支援

横浜市告示第 373 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	医療社団法人横浜育明会	介護老人福祉施設 都筑シニアセンター 相談支援事業所	都筑区東山田町 1,357 番地
同	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会	横浜市福祉サービ ス協会 ヘルパー ステーション瀬谷	瀬谷区三ツ境 1 番地の 5
同	社会福祉法人ル・ プリ	相談支援事業所 S E L P ・ 杜	栄区上郷町 13 4 番地の 2
同	社会福祉法人ル・ プリ	青葉メゾン	青葉区奈良町 1,757 番地の 3
同	社会福祉法人ル・ プリ	ワーク中川	都筑区中川二 丁目 8 番 26 号

横浜市告示第 374 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和 5 年 4 月 1 日	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院	栄区桂町 132 番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害	井上綾佳
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町 1 番 1 号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害	長谷部夏希
同	医療法人社団美里会 瀬谷ふたつ橋病院	瀬谷区瀬谷一丁目 29 番地の 1	内科、呼吸器内科	肢体不自由	相子寛子
同	公立大学法人横浜市立大学 附属病院	金沢区福浦三丁目 9 番地	血液・リウマチ・感染症内科	肢体不自由	安達聡一郎
同	公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター	南区浦舟町 4 丁目 57 番地	リハビリテーション科	肢体不自由	乾 聡一郎
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目 12 番 1 号	脳神経外科	肢体不自由	大垣福太郎

同	横浜市立 市民病院	神奈川県 川崎区 三ツ沢 西町 1番 1号	小児科	肢体不自由	木下 眞里
同	汐田総合 病院	鶴見区 矢向一 丁目 6番 20号	脳神経 内科	肢体不自由	中野渡 雅樹
同	横浜医療 福祉セン ター 港南	港南区 港南台 四丁目 6番 20号	神経小 児科	肢体不自由	藤井 朋洋
同	医療法人 社団すみ れ会小 林クリ ニッ ク	都筑区 すみれ が丘 38番 地の 31	内科、 脳神経 内科	肢体不自由	松嶋 茉莉
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区 福浦三 丁目 9番 地	循環器 内科	心臓機能障 害	中島 理恵
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区 福浦三 丁目 9番 地	腎臓・ 高血圧 内科	じん臓機能 障害	浦手 進吾
同	医療法人 社団三正 会露木 クリニック	港北区 富士塚 一丁目 11番 39号	内科、 呼吸器 科	呼吸器機能 障害	露木 俊
同	医療法人 財団明理 会東戸塚 記念病院	戸塚区 品濃町 548番 地の 7	泌尿器 科	ぼうこう又 は直腸機能 障害	野村 俊一郎
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区 福浦三 丁目 9番 地	血液・ リウマ チ・感 染症内	ヒト免疫不 全ウイルス による免疫 機能障害	副島 裕太郎

			科		
同	一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	西区みなとみらい三丁目7番3号	眼科	視覚障害	山下和哉
同	昭和大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35番1号	眼科	視覚障害	横山康太
同	医療法人財団明理会東戸塚記念病院	戸塚区品濃町548番地の7	脳神経外科	音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由	安藤 等
同	昭和大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	整形外科	肢体不自由	磯崎 雄一
同	平石クリニック	中区山下町74番地の1	内科・アレルギー科	肢体不自由	伊藤 實喜
同	神奈川県立こども医療センター	南区六ツ川二丁目138番地の4	新生児科	呼吸器機能障害	稲垣 佳典

横浜市告示第 375 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 4 月 1 日	まこと訪問看護	都筑区中川中央一丁目 22 番 16 号	訪問看護
令和 5 年 5 月 1 日	金沢八景痛みのクリニックまどかに	金沢区六浦一丁目 1 番 12 号	病院又は診療所
同	ハイブリッドファーマシー株式会社オーブ薬局戸塚店	戸塚区戸塚町 3,84 2 番地	薬局
同	ピオン薬局二俣川店	旭区二俣川 2 丁目 13 番地の 1	同
同	レイケア訪問看護リハビリステーション	南区通町 2 丁目 39 番地の 11	訪問看護
同	スギ訪問看護ステーション六浦	金沢区六浦一丁目 1 番 13 号	同
同	さぽーとめぐみ訪問看護リハビリステーション	戸塚区川上町 464 番地の 29	同
同	アンド訪問看護ステーション	神奈川区新子安一丁目 30 番 16 号	同

横浜市告示第 376 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 4 月 1 日	秋本薬局鶴ヶ峰 3 号店	旭区鶴ヶ峰二丁目 1 番地の 2	薬局
同	カワセ薬局寿店	旭区笹野台一丁目 7 番 22 号	同
令和 5 年 5 月 1 日	横浜ハビリテーションクリニック	鶴見区豊岡町 6 番 9 号	病院又は診療所
同	医療法人匠光会深澤りつクリニック	都筑区中川中央一 丁目 28 番 20 号	同
同	陽だまり薬局鶴見店	鶴見区東寺尾四丁 目 4 番 23 号	薬局
同	日本調剤東神奈川薬局	神奈川区西神奈川 一丁目 6 番地の 1	同
同	高橋薬局弘明寺店	南区通町 4 丁目 84 番地	同
同	花房薬局磯子店	磯子区森一丁目 8 番 21 号	同
同	ひとみ薬局新杉田店	磯子区新杉田町 8 番地の 1	同
同	そうごう薬局大船店	栄区笠間三丁目 1 番 15 号	同
同	ハタ薬局	都筑区中川中央一 丁目 28 番 14 号	同
同	鶴ヶ峰スマイル薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目 1 番地の 3	同
同	つつじが丘薬局	青葉区しらとり台 2 番地の 15	同
同	フィットケアエクス プレスたまプラーザ 駅前店薬局	青葉区美しが丘二 丁目 14 番地の 4	同

同	あおぼ台薬局	青葉区青葉台一丁目 28 番地の 1	同
同	えがお訪問看護リハビリステーション	中区元町 3 丁目 11 番地	訪問看護
令和 5 年 5 月 15 日	芹が谷やまゆり園診療所	港南区芹が谷二丁目 3 番 1 号	病院又は診療所

横 浜 市 告 示 第 377 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
ミモザ株式会社	ミモザ横濱青葉グリーングラス	緑区北八朔町 1,974 番地の 1	令和 5 年 5 月 1 日	特定施設入居者生活介護

横 浜 市 告 示 第 378 号

低炭素電気の普及の促進に関する指針に係る告示の廃止
低炭素電気の普及の促進に関する指針（平成 31 年 3 月横浜市告示
第 167 号）は、廃止する。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 379 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	鶴見区馬場四丁目 282 番の 28 の一部及び 282 番の 33 神奈川区神大寺二丁目 781 番の 1 及び 781 番の 3 南区永田北二丁目 650 番 南区永田台 649 番の 3 の一部 南区別所二丁目 383 番の一部 港南区笹下六丁目 3,456 番の一部、3,456 番の 2、3,456 番の 3 及び 3,458 番の一部 港南区日野中央二丁目 3,710 番の 1 の一部、3,717 番の 1、3,718 番の 1、3,719 番の 1 の一部、3,723 番の 1 の一部、3,723 番の 2 の一部、3,723 番の 3 の一部、3,723 番の 7、3,723 番の 8 及び 3,728 番 港南区日野南一丁目 5,131 番の 1、5,131 番の 7、5,131 番の 11、5,133 番の 1 及び 5,141 番の 41	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで

保土ヶ谷区境木町 75 番
 の 2
 旭区市沢町 1,111 番の
 1
 旭区本宿町 98 番の 2 の
 一部
 金沢区釜利谷南四丁目
 1,642 番の 344 の一部
 金沢区柴町 74 番、75 番
 の一部及び 77 番の一部
 港北区小机町 390 番の
 1 の一部、986 番の 1
 、1,034 番から 1,038
 番まで
 港北区高田西三丁目 30
 0 番の 2 の一部、1,73
 8 番の 1 の一部及び 1,
 738 番の 18 の一部
 港北区大豆戸町 422 番
 の 1 の一部及び 434 番
 の 2 の一部
 青葉区奈良町 2,847 番
 の 4、2,847 番の 10、
 2,852 番の 6、2,853
 番の 5 及び 2,862 番の
 16
 都筑区池辺町 2,607 番
 の一部
 都筑区大柵町 18 番の一
 部
 戸塚区上柏尾町 218 番
 の 1 の一部
 戸塚区品濃町 562 番の
 3 の一部
 戸塚区戸塚町 2,420 番
 の 45 の一部及び 2,420
 番の 47
 栄区笠間二丁目 808 番
 の 1 及び 809 番の 1
 栄区上郷町 1,996 番の

	<p>1 及び 2,263 番の 5 栄区小菅ケ谷三丁目 69 3 番の一部、709 番の 1、709 番の 2、712 番の 1 の一部、712 番 の 2 の一部及び 790 番 栄区小菅ケ谷四丁目 78 9 番の一部、797 番、 1,331 番の 1 の一部、 1,335 番の一部、1,33 6 番の一部、1,348 番 の 1、1,348 番の 3 の 一部、1,350 番の 1 及 び 1,350 番の 2 の一部</p>	
<p>源流の森保存 地区</p>	<p>神奈川県片倉三丁目 63 5 番の 1、635 番の 2 の一部及び 643 番の 1 港南区上永谷町 4,587 番の 1 の一部、4,591 番、4,592 番及び 4,59 3 番の 1 の一部 保土ケ谷区今井町 760 番、761 番の 1、761 番の 3、761 番の 5、 872 番の 1、873 番及 び 874 番 保土ケ谷区上菅田町 1, 205 番の 1、1,206 番 の 1 の一部、1,206 番 の 2、1,206 番の 3 及 び 1,210 番 旭区小高町 20 番の 1、 23 番、24 番、26 番の 1 、31 番、32 番、33 番の 1、76 番、95 番、97 番 、118 番の 1、119 番 、120 番、130 番、13 8 番の一部及び 148 番 の一部 旭区上川井町 1,044 番</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで</p>

、 1,052 番、 1,396 番
 、 1,397 番のイ、 1,39
 7 番のロ、 1,398 番か
 ら 1,402 番まで、 2,94
 4 番の 1、 2,944 番の
 2、 2,945 番の 1、 2,
 945 番の 7、 2,948 番
 の 1 及び 3,127 番の 1
 の一部
 旭区南本宿町 112 番の
 1 の一部
 磯子区氷取沢町 116 番
 の一部、 117 番の一部
 、 118 番、 119 番、 12
 0 番の 1、 122 番の一
 部、 473 番の 1 の一部
 、 473 番の 4 の一部、
 474 番の 1、 474 番の
 4 の一部、 526 番の 1
 の一部及び 527 番の 1
 の一部
 磯子区峰町 695 番の 2
 、 701 番の 1、 701 番
 の 3 から 701 番の 5 ま
 で
 港北区新吉田町 3,988
 番の 6、 4,005 番、 5,
 345 番の 1 及び 5,359
 番の 1
 港北区新羽町 984 番、
 3,901 番の 1、 3,901
 番の 2、 3,902 番の 1
 から 3,902 番の 3 まで
 、 3,903 番、 3,905 番
 、 3,910 番及び 3,912
 番
 緑区長津田町 4,292 番
 緑区三保町 698 番の 5
 、 857 番、 858 番、 85
 9 番の 1 から 859 番の

3 まで、 868 番、 869
 番、 900 番の 1、 2,81
 6 番の 345 から 2,816
 番の 348 まで
 青葉区恩田町 1,686 番
 の 2 から 1,686 番の 5
 まで、 1,747 番の 1、
 1,747 番の 4、 1,747
 番の 7、 1,747 番の 10
 、 1,747 番の 11、 1,83
 8 番、 1,839 番、 1,87
 3 番、 1,875 番の 1 の
 一部、 1,875 番の 2、
 1,881 番の一部、 2,55
 8 番、 2,652 番、 2,65
 3 番、 2,673 番の 1、
 3,260 番及び 3,261 番
 青葉区鉄町 1,134 番の
 イー甲、 1,373 番の 1
 、 1,644 番の 1、 1,65
 1 番及び 1,653 番
 青葉区寺家町 374 番の
 一部、 438 番、 513 番
 、 516 番の 1、 516 番
 の 2 の一部、 536 番、
 537 番、 538 番の 1、
 578 番、 579 番の 1、
 579 番の 2、 600 番の
 1 の一部、 603 番の 1
 、 611 番の 1、 612 番
 のイ、 612 番のロ、 61
 3 番のイ、 618 番から
 620 番まで、 628 番、
 677 番の 1、 677 番の
 2 及び 681 番
 青葉区奈良町 1,967 番
 の 1 及び 1,967 番の 2
 都筑区池辺町 2,217 番
 、 2,739 番の 1、 2,73
 9 番の 2 の一部、 2,74

8 番の 1、2,748 番の
 2、2,777 番の 1 の一
 部、2,778 番の 1 及び
 2,779 番
 都筑区東方町 569 番の
 1、570 番、578 番、
 917 番、918 番、919
 番の 1 及び 919 番の 2
 都筑区東山田町 1,570
 番の 5、1,592 番の 1
 、1,592 番の 6 及び 1,
 592 番の 13 の一部
 都筑区南山田町 4,830
 番の 2 及び 4,830 番の
 イ
 戸塚区汲沢町 12 番、12
 番の 3、16 番及び 255
 番
 戸塚区名瀬町 2,973 番
 から 2,976 番まで
 戸塚区東俣野町 774 番
 の 1、883 番の一部、
 890 番の 1 の一部、89
 2 番の 1、895 番の 1
 、895 番の 2、897 番
 、898 番及び 1,286 番
 の一部
 戸塚区深谷町 756 番の
 1、764 番の 1 の一部
 及び 764 番の 3 の一部
 戸塚区舞岡町 1,900 番
 戸塚区南舞岡四丁目 1,
 976 番の 132、1,976
 番の 133 及び 1,976 番
 の 134 の一部
 栄区公田町 2,273 番の
 3
 栄区田谷町 1,394 番の
 3 の一部、1,440 番、
 1,512 番、1,516 番及

び 1,517 番 泉区和泉町 708 番の 2 の一部、708 番の 4、 709 番の 31、711 番の 1、711 番の 7、714 番、1,356 番の 13、1, 356 番の 14、1,356 番 の 24 から 1,356 番の 26 まで、2,611 番、2,61 8 番の 5 及び 3,160 番 の 1 瀬谷区阿久和南二丁目 25 番の 7 の一部

横浜市告示第 380 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	戸塚区柏尾町の一部	令和 5 年 5 月 25 日
分流式	神奈川区三枚町及び羽沢町の各一部 港南区港南二丁目の一部 旭区今宿東町、川井本町、善部町及び中希望が丘の各一部 磯子区磯子一丁目の一部 港北区小机町の一部 緑区鴨居町及び寺山町の各一部 戸塚区上矢部町の一部 栄区小菅ケ谷四丁目の一部 瀬谷区阿久和南三丁目の一部	

横浜市告示第 381 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局南水再生センター	磯子区新磯子町 39 番地	磯子区磯子一丁目の一部	令和 5 年 5 月 25 日
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区港南二丁目の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	神奈川区三枚町及び羽沢町の各一部 港北区小机町の一部 緑区鴨居町の一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区今宿東町、川井本町、善部町及び中希望が丘の各一部 緑区寺山町の一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ケ谷二丁目 5 番 1 号	栄区小菅ケ谷四丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	戸塚区柏尾町及び上矢部町の各一部 瀬谷区阿久和南三丁目の一部	

横 浜 市 告 示 第 382 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

港 北 区 日 吉 本 町 五 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

港 北 区 日 吉 本 町 五 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 分 流 式 か ら 合 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ない 区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 383 号

電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 の 指 定

電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平 成 7 年 法 律 第 39 号)
 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 を 指 定
 し た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間
市 道	橋 戸 第 203 号 線	瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 24 番 の 53 地 先 から 同 区 同 1 番 の 1 地 先 まで
市 道	長 津 田 第 22 9 号 線	緑 区 長 津 田 五 丁 目 1,859 番 の 1 地 先 から 同 区 同 1,848 番 の 1 地 先 まで

横 浜 市 告 示 第 384 号

横 浜 市 立 子 安 小 学 校 プール 使 用 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項 の 規 定
 に よ り、横 浜 市 立 子 安 小 学 校 プール 使 用 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り
 委 託 し た。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ア メ ニ テ イ シ ス テ ム 代 表 取 締 役 和 田 学	中 区 日 本 大 通 52 番 地	令 和 5 年 4 月 17 日 か ら 令 和 5 年 9 月 25 日 ま で

横浜市告示第 385 号

横浜市学校給食費の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、横浜市学校給食費の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社メタップ スペイメント 代表取締役社長 山崎祐一郎	東京都港区港南 2 丁目 16 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

公 告

横浜市公告第 289 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 5 年 5 月 25 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 近 野 真 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土地の所在	地目	地積 (m^2)
2798	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の 9	宅地	190.68
2799	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の 10	宅地	246.05
2800	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の 11	宅地	182.59
2801	神奈川区松見町一丁目 29 番の 6	宅地	742.72
2802	港南区日野二丁目 191 番の 10	宅地	144.76
2803	緑区青砥町字山ノ下 841 番の 2 ほか	雑種地	51.89 (51.69)
2804	緑区青砥町字山ノ下 845 番の 2	宅地	69.15
2806	緑区上山三丁目 729 番の 12	宅地	281.42
2807	緑区上山三丁目 740 番の 7 ほか	宅地	815.12
2808	青葉区青葉台二丁目 32 番の 4	宅地	499.44
2809	都筑区川和町字権現坂 1,715 番の 68	山林	996.87 (996)

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号 2803、2809 番は地積測量図面積、()内が登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2798 番	12,480,000 円
物件番号 2799 番	11,180,000 円
物件番号 2800 番	6,830,000 円
物件番号 2801 番	42,190,000 円
物件番号 2802 番	27,930,000 円
物件番号 2803 番	8,440,000 円
物件番号 2804 番	9,760,000 円
物件番号 2806 番	36,360,000 円

物件番号 2807 番 83,390,000 円

物件番号 2808 番 150,990,000 円

物件番号 2809 番 150,530,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 6 月 14 日から令和 5 年 6 月 27 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 5 年 6 月 14 日から令和 5 年 6 月 27 日まで必着

(2) 受付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和 5 年 7 月 18 日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

(2) 開札

令和 5 年 7 月 21 日

(所在) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと 1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第 8 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 290 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）MM53 街区プロジェクト 西区みなとみらい五丁目 1 番
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ヤマハ株式会社 代表取締役 中田卓也 浜松市中区中沢町 10 番 1 号 ほか 1 者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ヤマハ株式会社 代表取締役 中田卓也 浜松市中区中沢町 10 番 1 号 ほか未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和 6 年 3 月 1 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,500 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 48 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 75 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 54 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 6.99 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 11 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 6 時から翌午前 0 時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か所、出口 1 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 11 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和 5 年 4 月 14 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 291 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドマークプラザ

西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表執行役 中島 篤

東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱地所株式会社 代表取締役 吉田 淳一 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号	三菱地所株式会社 代表執行役 中島 篤 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 4 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 292 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 森 町 1 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 293 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 幸 浦 二 丁 目 12 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 294 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て
指 定 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 森 町 1 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 295 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

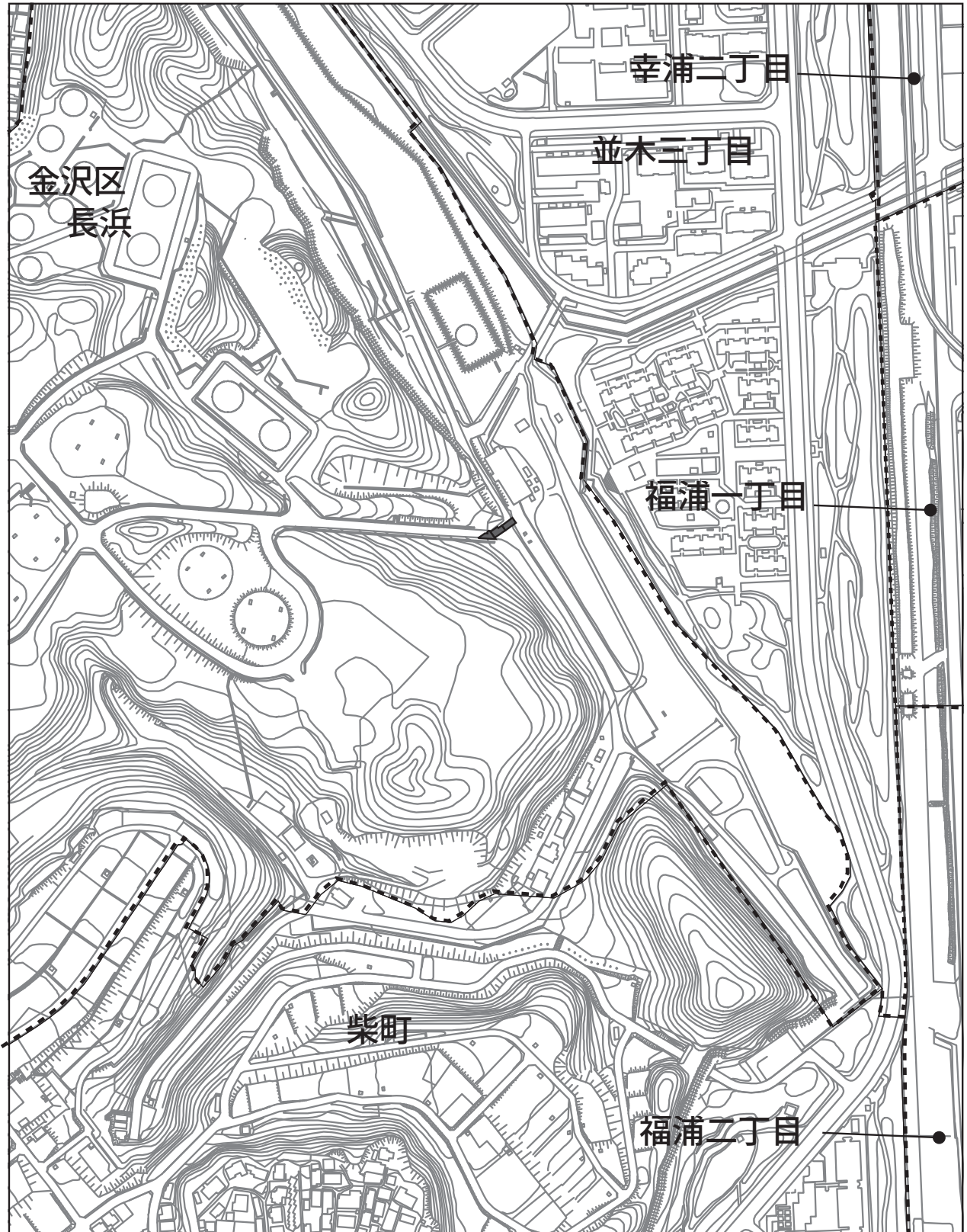
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 3 年 9 月横浜市公告第 537 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
金沢区長浜地内（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認したため。

別 図



横浜市建築局都市計画基本図データにより作成【横浜市地形図複製承認番号 平31建都計第9008号】

解除する形質変更所要届出区域：■



横 浜 市 公 告 第 296 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
3 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 750 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 下 末 吉 二 丁 目 1,035 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 297 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 38 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 長 浜 179 番 及 び 116 番 の 2 地 先 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壤 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 土 壤 汚 染 の お そ れ の 把 握 等 を 省 略
し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略
し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壤 溶 出 量 基 準 及 び 土 壤
含 有 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め。

横 浜 市 公 告 第 298 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
3 年 11 月 横 浜 市 公 告 第 693 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 笠 間 二 丁 目 1,000 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 299 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
4 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 694 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 笠 間 二 丁 目 1,000 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 300 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 (昭 和 44 年 法 律 第 58 号) 第 13 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 変 更 区 域

- (1) 峰 沢 地 区 (B - 4)
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 区 域
- (2) 西 谷 地 区 (B - 5)
旭 区 川 島 町 区 域
- (3) 三 家 地 区 (C - 2)
泉 区 和 泉 町 区 域

2 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 301 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
さちが丘第二公園	旭区さちが丘 136 番の 26	別図のとおり 380 m ²	立入禁止	令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 12 月 28 日まで

別図（省略）

横浜市公告第 302 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 5 年 4 月 1 日	11010	日本道路株式会社横浜営業所	(新) 鷹 城 正 浩	神奈川区守屋 3 丁目 9 番地の 13
			(旧) 高 畠 豊	
令和 5 年 4 月 1 日	00226	有賀工業株式会社	(新) 有 賀 努	金沢区西柴一丁目 8 番 27 号
			(旧) 有 賀 勇	
令和 5 年 3 月 27 日	11105	日舗建設株式会社	(新) 樋 川 剛	青葉区さつきが丘 25 番地の 5
			(旧) 若 林 訓 晴	
令和 5 年 4 月 1 日	00594	株式会社キヤプティ	(新) 丸 山 達 哉	神奈川区守屋町 3 丁目 9 番地の 13
			(旧) 菊 山 嘉 晴	
令和 5 年 3 月 31 日	30153	株式会社神奈川産業	(新) 伊 藤 環	南区井土ヶ谷下町 22 番地の 7
			(旧) 伊 藤 徳 男	
令和 5 年 3 月 22 日	30028	富田工業有限公司	(新) 富 田 幸 次 郎	旭区今宿南町 2, 089 番地
			(旧) 富 田 政 士	
令和 5 年 4 月 1 日	11498	ミサワホーム建設株式会社	(新) 忠 鉢 龍 治	川崎市宮前区初山 1 丁目 24 番 11 号
			(旧) 高 橋 吉 教	

横浜市公告第 303 号

横浜国際港都建設道路事業に係る図書の縦覧
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・3・11号環状3号線（中田地区）
3・3・19号横浜伊勢原線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
令和 5 年 4 月 25 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
泉区中田北一丁目、中田西一丁目及び中田西二丁目地内
 - (2) 使用の部分
泉区中田西一丁目及び中田西二丁目地内
- 5 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
横浜市道路局建設部建設課

横浜市公告第 304 号

横浜国際港都建設道路事業の施行

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業に係る認可の告示があったので、同法第 66 条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業
3・3・11号環状3号線（中田地区）
3・3・19号横浜伊勢原線（関連外郭部）
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 事務所の所在地
中区本町6丁目50番地の10
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
泉区中田北一丁目、中田西一丁目及び中田西二丁目地内
 - (2) 使用の部分
泉区中田西一丁目及び中田西二丁目地内

横浜市公告第 305 号

川崎都市計画下水道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、川崎都市計画下水道事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画下水道事業第 1 号公共下水道

3 事業施行期間

昭和 32 年 3 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

川崎市川崎区 小島町、田辺新田、江川 1 丁目、江川 2 丁目、田町 3 丁目、塩浜 2 丁目、塩浜 3 丁目、塩浜 4 丁目、四谷下町、池上新町 3 丁目、大師河原 1 丁目、中瀬 2 丁目、中瀬 3 丁目、大師駅前 1 丁目、大師駅前 2 丁目、伊勢町、桜本 1 丁目、桜本 2 丁目、池上町、浜町 2 丁目、浜町 4 丁目、浅野町、鋼管通 3 丁目、鋼管通 4 丁目、鋼管通 5 丁目、南渡田町、小田栄 2 丁目、小田 2 丁目、小田 3 丁目、小田 4 丁目、小田 5 丁目、小田 7 丁目、鈴木町、港町、旭町 1 丁目、旭町 2 丁目、京町 2 丁目、京町 3 丁目、本町 2 丁目、白石町、夜光 1 丁目及び夜光 3 丁目地内

同 幸 区 堀川町、幸町 2 丁目、幸町 3 丁目、戸手 2 丁目、戸手 3 丁目、戸手 4 丁目、小向町、小向仲野町、東古市場、古市場 1 丁目、小向東芝町、小向西町 1 丁目、鹿島田 3 丁目、新川崎、小倉 5 丁目、古市場字重枚通及び字下耕地、北加瀬 1 丁目、北加瀬 2 丁目、南加瀬 4 丁目、南加瀬 5 丁目並びに矢上地内

同 中原区 上平間字天神台、字玉川渕及び字北村、田尻町、北谷町、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉陣屋町 2 丁目、小杉御殿町 1 丁目、西加瀬、市ノ坪字新田、大倉町、木月 3 丁目、木月 4 丁目、井田中ノ町、井田 1 丁目、等々力、宮内 1 丁目、宮内 2 丁目、宮内 3 丁目、宮内 4 丁目、上小田中 6 丁目、上小田中 7 丁目、下新城 1 丁目、下新城 3 丁目並びに下小田中 1 丁目地内

同 高津区 北見方 1 丁目、北見方 2 丁目、北見方 3 丁目、二子 3 丁目、二子 4 丁目、二子 6 丁目、溝口 3 丁目、溝口 4 丁目、溝口 5 丁目、溝口 6 丁目、久地字堰前耕地、久地 1 丁目、久地 2 丁目、久地 3 丁目、上作延字原間谷、下作延 4 丁目、下作延 5 丁目、下作延 7 丁目、千年字蟻山、字岩川、字岩之前、字上原宿、字下原宿及び字前田耕地、子母口富士見台、明津字西川久保、久末字堰下並びに東野川 1 丁目地内

同 多摩区 堰 2 丁目、宿河原 2 丁目、宿河原 3 丁目、宿河原 6 丁目、登戸字庚耕地、字戌耕地及び字壬耕地、長尾 1 丁目、長尾 4 丁目、長尾 5 丁目、東生田 1 丁目並びに枳形 3 丁目地内

同 麻生区 高石 3 丁目、上麻生 6 丁目、下麻生 3 丁目、片平 2 丁目及び片平 3 丁目地内

横浜市鶴見区 朝日町 1 丁目、朝日町 2 丁目、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、弁天町及び寛政町地内

(2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 306 号

マンション建替組合の理事長の氏名及び住所

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 25 条第 2 項の規定により、港南台こまどり団地建替組合の理事長の氏名及び住所を公告する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 理事長の氏名
石野田 誠
- 2 理事長の住所
港南区港南台二丁目 1 番 3 - 1106 号

横浜市公告第 307 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和 5 年 5 月 15 日	第 1006 号	金沢区並木三丁目 2 番の 1	京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川俣 幸宏 京急不動産株式会社 代表取締役 田中 利充 相鉄不動産株式会社 取締役社長 左藤 誠 総合地所株式会社 代表取締役社長 梅津 英司

横浜市公告第 308 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和 5 年 5 月 15 日	第 1007 号	金沢区並木三丁目 1 番の 1	京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川俣幸宏 京急不動産株式会社 代表取締役 田中利充 相鉄不動産株式会社 取締役社長 左藤誠 総合地所株式会社 代表取締役社長 梅津英司

横 浜 市 公 告 第 309 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 12 月 24 日 第 2020 開 403 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 1 番 1 号
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 東 京 マ ン シ ョ ン 事 業 部
事 業 部 長 迫 田 秀 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
中 区 山 手 町 241 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 310 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 1 日 第 2020 開 502 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷺 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
南 区 六 ツ 川 一 丁 目 140 番 の 2 、 140 番 の 16 か ら 140 番 の 30 ま で
及 び 143 番 の 7 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 311 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 9 月 27 日 第 2021 開 1801 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
大 和 市 上 和 田 1,021 番 地 の 1
社 会 福 祉 法 人 た つ き 会
理 事 長 柏 木 美 代 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 荏 田 南 町 4,187 番 の 1 、 4,187 番 の 4 、 4,192 番 及 び 4,
193 番 の 各 一 部 、 4,196 番 か ら 4,200 番 ま で 、 4,201 番 の 1 、 4,
201 番 の 2 、 4,202 番 の 1 、 4,202 番 の 2 、 4,207 番 か ら 4,211
番 ま で 、 4,212 番 の 1 の 一 部 、 4,212 番 の 2 の 一 部 、 4,212 番 の
3 並 び に 4,215 番 か ら 4,217 番 ま で

横 浜 市 公 告 第 312 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 1 月 20 日 第 2021 開 812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 57 番 地 の 2
株 式 会 社 浜 建 設
代 表 取 締 役 塚 本 祥
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 本 村 町 56 番 の 3 、 56 番 の 5 か ら 56 番 の 7 ま で 、 56 番 の 17 か
ら 56 番 の 28 ま で 及 び 57 番 の 50

横 浜 市 公 告 第 313 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 3 月 2 日 第 2021 開 1309 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 柏 尾 町 1,011 番 地
森 定 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 柏 尾 町 1,196 番 の 6 、 1,203 番 の 1 、 1,225 番 の 10 、 1,
228 番 、 1,229 番 、 1,230 番 の 1 、 1,475 番 の 98 及 び 1,475 番 の
102 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 314 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 4 月 28 日 第 2022 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 荏 田 西 二 丁 目 3 番 地 の 2
株 式 会 社 ク リ エ イ ト エ ス ・ デ ィ ー
代 表 取 締 役 廣 瀬 泰 三
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 1,719 番 の 7 、 1,719 番 の 8 、 1,721 番 、 1,
722 番 の 1 、 1,722 番 の 2

横浜市公告第 315 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 8 月 2 日 第 2022 開 1107 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋 2 丁目 6 番地の 17
株式会社成建
代表取締役 常盤孝一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区富士塚一丁目 2,014 番の 11、2,016 番の 2 から 2,016 番の 7 まで、2,017 番の 8 の一部、2,018 番の 1、2,018 番の 3、2,018 番の 4、2,018 番の 5 の一部、2,019 番の 1、2,019 番の 7 の一部、2,020 番の 1、2,020 番の 10、2,020 番の 11 の一部、2,710 番の 2 及び 2,710 番の 4

横浜市公告第 316 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 9 月 30 日 第 2022 開 105 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区茅ヶ崎南二丁目 23 番 14 号
デックス株式会社
代表取締役 高山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区北寺尾一丁目 111 番の 1 及び 111 番の 14 から 111 番の 17
までの各一部並びに 111 番の 18

横 浜 市 公 告 第 317 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 10 月 24 日 第 2022 開 805 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 今 宿 西 町 602 番 地
鈴 木 克 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 今 宿 西 町 1,933 番 、 1,938 番 の 1 及 び 3,001 番 の 15 の 各 一
部

横 浜 市 公 告 第 318 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 10 月 26 日 第 2022 開 1114 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 み な と み ら い 六 丁 目 3 番 4 - 2410 号
蔵 人 賢 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 錦 が 丘 2,276 番 の 9 、 2,276 番 の 11 、 2,276 番 の 12 の 一
部 及 び 2,276 番 の 13

横 浜 市 公 告 第 319 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 16 日 第 2022 開 603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 14 番 地 の 30
株 式 会 社 イン ター プ ラ ン
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 五 丁 目 1,528 番 の 1 及 び 1,528 番 の 13 か ら 1,528 番
の 34 ま で

横 浜 市 公 告 第 320 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 1 月 16 日 第 2022 開 1718 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 14 番 地 の 8
林 一 久
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 田 西 二 丁 目 29 番 の 24 か ら 29 番 の 28 ま で

横 浜 市 公 告 第 321 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 5 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
5.50 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 名 瀬 町 254 番 の 12
- 6 申 請 者 の 氏 名
石 川 陽 子
新 井 秀 和

横 浜 市 公 告 第 322 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 16 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 5 月 9 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
36.37 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 岡 津 町 1,468 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 エヌ ・ ジー ・ エス
代 表 取 締 役 近 江 敏 也

横 浜 市 公 告 第 323 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2023 ・ 14 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 5 年 5 月 15 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.42 m
- 5 指 定 の 場 所
瀬 谷 区 橋 戸 一 丁 目 37 番 の 31
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 I C S
代 表 取 締 役 池 永 辰 雄

横 浜 市 公 告 第 324 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 34 ・ 33 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 4 月 21 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
56.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 北 区 大 倉 山 三 丁 目 523 番 の 6 地 先 か ら 523 番 の 30 地 先 ま で

横浜市公告第 325 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 44・56 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 4 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m 及び 6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
31.45 m
- 5 廃止の場所
戸塚区戸塚町 2,341 番の 8 地先から 2,342 番の 17 地先まで

横 浜 市 公 告 第 326 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 4 月 24 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

17.51 m

4 廃 止 の 場 所

保 土 ヶ 谷 区 岩 井 町 75 番 の 1 及 び 75 番 の 3 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 327 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 5 月 15 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
11.18 m
- 4 廃 止 の 場 所
磯 子 区 森 四 丁 目 1,470 番 の 2 の 一 部

横浜市公告第 328 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 5 年 5 月 25 日

契約事務受任者

横浜市都市整備局長 堀田 和 宏

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
金沢区瀬戸 5,002 番 8 及び 5,002 番 9	宅地	810.18

(3) 最低貸付価格 (月額)

799,647 円 (税抜)

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1 年間 (更新 1 回 (1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項による。

2 金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 5 月 25 日から令和 5 年 6 月 9 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備調整課
(横浜市庁舎 29 階)
電話 045(671)3614

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項記載の貸付条件及び法令等

を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (6) その他、借受人として適さないと判断される者。

4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各 1 部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。

(1) 必要書類

金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項による。

(2) 受付期間

第 2 項第 1 号に同じ。

(3) 受付場所

第 2 項第 2 号に同じ。

5 入札方法及び開札の日時及び場所

令和 5 年 6 月 20 日 午前 10 時 15 分

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市庁舎 29 階 会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項における入札実施要項第 7 条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、1 年毎に本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は金沢区瀬戸土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 329 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

氏 名	住 所
(新)日本通運株式会社 代表取締役 堀 切 智	東京都千代田区神田和泉町 2 番地
(旧)日本通運株式会社 代表取締役 齋 藤 充	

横 浜 市 公 告 第 330 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 理 事 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 、 次 の と お り 理 事 の 氏 名 及
び 住 所 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

氏 名	住 所
(新) 白 井 静	青 葉 区 大 場 町 384 番 地 の 28
(旧) 豊 岡 静	青 葉 区 み す ず が 丘 14 番 地 の 1

退 任 し た 理 事

氏 名	住 所
白 井 善 吉	青 葉 区 大 場 町 376 番 地 の 6

横 浜 市 公 告 第 331 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た
。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組 合 の 名 称
東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 6 月 15 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 の 各
一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
中 区 山 下 町 1 番 地
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 30 年 6 月 15 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日
令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 332 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り
認 可 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組 合 の 名 称
川 和 町 駅 周 辺 西 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 3 月 15 日 か ら 令 和 5 年 12 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
都 筑 区 川 和 町 の 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
都 筑 区 川 和 町 1,236 番 地 の 1
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 30 年 3 月 15 日
- 6 変 更 の 内 容 （ 事 務 所 の 所 在 地 ）

変 更 前	変 更 後
都 筑 区 川 和 町 1,236 番 地 の 1	都 筑 区 川 和 町 3,050 番 地

- 7 変 更 認 可 年 月 日
令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 333 号

東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 認 可
に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 4 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 に つ い て 変 更
認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 21 条 第
6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 都 心 再 生 部 み な と み ら い ・ 東 神 奈 川 臨 海 部 推
進 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

横 浜 市 公 告 第 334 号

川 和 町 駅 周 辺 西 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の
認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 4 項 の 規 定 に
基 づ き 、 川 和 町 駅 周 辺 西 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 に つ い て
変 更 認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 21
条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 市 街 地 整 備 推 進 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 から 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

横 浜 市 公 告 第 335 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業
業 の 事 業 計 画 変 更 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 事 業
計 画 を 変 更 す る た め 、 土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第
55 条 第 13 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お
り 関 係 図 書 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 変 更 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 満 了
の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 、 横 浜 市 長 に 意
見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。 た だ し 、 都 市 計 画 に お い て 定 め ら れ
た 事 項 に つ い て は 、 こ の 限 り で な い 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 5 年 5 月 26 日 か ら 令 和 5 年 6 月 8 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 8 番 9 - 501 号
横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 綱 島 駅 東 口 周 辺 開 発 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

横浜市公告第 336 号

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧

横浜国際港都建設事業旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、次のとおり関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、この変更について意見がある利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 5 年 5 月 26 日から令和 5 年 6 月 8 日まで
- 2 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課
- 3 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

区 告 示

戸塚区告示第 4 号（令和 5 年 4 月 24 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、新沢睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 24 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	西 山 忠 弘 戸塚区戸塚町 4,422 番地の 44	加 瀬 恭 子 戸塚区戸塚町 4,422 番地の 2

保土ヶ谷区告示第 2 号（令和 5 年 4 月 27 日 掲 示 済）

避難指示の解除

令和 5 年 2 月 10 日に発令した避難指示について、次のとおり解除する。

令和 5 年 4 月 27 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

- 1 避難指示日時及び対象地域
避難指示日時 令和 5 年 2 月 10 日 午後 9 時 30 分
対象地域 保土ヶ谷区岩井町の一部
- 2 避難指示を解除する日時
令和 5 年 4 月 27 日 午前 9 時

泉区告示第 1 号（令和 5 年 5 月 8 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西が岡第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 8 日

横浜市泉区長 山口

賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	坂口剛士 泉区西が岡三丁目 3 番地の 2	秋元智恵子 泉区西が岡三丁目 20 番地の 2

金沢区告示第 2 号（令和 5 年 5 月 9 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、能見台一丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 9 日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	丸 田 隆 通 金 沢 区 能 見 台 一 丁 目 26 番 地 の 8	鈴 木 健 司 金 沢 区 能 見 台 一 丁 目 16 番 地 の 7

瀬谷区告示第 4 号（令和 5 年 5 月 9 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、二ツ橋南部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 9 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	内 山 和 明 瀬谷区二ツ橋町 2 番 地の 8	浅 海 昇 瀬谷区二ツ橋町 127 番地の 7

神奈川区告示第 2 号（令和 5 年 5 月 12 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、入江二丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 12 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊藤 政雄 神奈川区入江二丁目 11 番 23 号	村松 一郎 神奈川区入江二丁目 8 番 10 号

神奈川県告示第 3 号（令和 5 年 5 月 15 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、バードガーデン自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 15 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	安藤 隆弘 神奈川県神大寺二丁目 10 番 5 号	高柳 満喜子 神奈川県神大寺二丁目 7 番 2 号
主たる事務所の 所在地	神奈川県神大寺二丁目 10 番 5 号	神奈川県神大寺二丁目 7 番 2 号

南区告示第 7 号（令和 5 年 5 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中村町一丁目第一東会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中 野 隆 一 南区中村町 1 丁目 2 番地の 2	依 知 川 英 行 南区中村町 1 丁目 11 番地の 9

南区告示第 8 号（令和 5 年 5 月 16 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、永田台南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 木 克 南区永田台 41 番 19 号	竹之内 茂 南区永田台 42 番 5 号

南区告示第 9 号（令和 5 年 5 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六ツ川三金第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	井 上 康 南区六ツ川二丁目 70 番地の 31	野 村 栄 藏 南区六ツ川二丁目 70 番地の 32

南区告示第 10 号（令和 5 年 5 月 16 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、椎の木自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	塩 原 信 行 南区中里四丁目 32 番 22 号	内 田 睦 滋 南区中里四丁目 6 番 6 号

金沢区告示第 3 号（令和 5 年 5 月 16 日掲示済）

避難指示の解除

令和 5 年 5 月 8 日に発令した避難指示について、次のとおり解除する。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市金沢区長 永井京子

- 1 避難指示日時及び対象地域
避難指示日時 令和 5 年 5 月 8 日午前 6 時 40 分
対象地域 金沢区大道一丁目の一部
- 2 避難指示を解除する日時
令和 5 年 5 月 8 日午後 2 時 33 分

戸塚区告示第 5 号（令和 5 年 5 月 16 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東栄むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	角 田 克 彦 戸塚区汲沢町 1,004 番地の 4	松 本 吉 郎 戸塚区汲沢町 999 番 地の 14

戸塚区告示第 6 号（令和 5 年 5 月 16 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、舞岡台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 16 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所	代表者の自宅に置く。	戸塚区南舞岡二丁目 8 番 11 号

栄区告示第 3 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、桂台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	原 恒 雄 栄区公田町 1,549 番 地	長 沼 勲 栄区公田町 659 番地

栄区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、桂台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	榎 本 幸 信 栄区中野町 1,071 番 地の 9	上 野 富 雄 栄区中野町 1,064 番 地の 51

栄区告示第 5 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、長尾台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	飯 島 康 夫 栄区長尾台町 387 番 地	秋 本 源 一 栄区長尾台町 239 番 地

栄区告示第 6 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、桂台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 橋 文 彦 栄区桂台西一丁目 8 番 3 号	武 田 幸 光 栄区桂台西二丁目 40 番 17 号

栄区告示第 7 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、犬山町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	笠 井 紘 一 栄区犬山町 49 番 2 号	萩 野 正 夫 栄区桂台東 17 番 7 号

栄区告示第 8 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸一丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 橋 妥 之 栄区庄戸一丁目 26 番 1 号	菅 和 利 栄区庄戸一丁目 2 番 6 号

栄区告示第 9 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸五丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川 本 聡 胤 栄区庄戸五丁目 7 番 25 号	清 水 昭 良 栄区庄戸五丁目 1 番 12 号

栄区告示第 10 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、大船富士見台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊勢崎市三郎 栄区飯島町 266 番地 の 9	沖津 敬 栄区飯島町 1,879 番 地の 13

栄区告示第 11 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸四丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	津 村 信 成 栄区庄戸四丁目 21 番 7 号	古 川 陽 子 栄区庄戸四丁目 19 番 21 号

栄区告示第 12 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、湘南ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 橋 真 嗣 栄区公田町 366 番地 の 48	河 南 晋 也 栄区公田町 931 番地 の 130

栄区告示第 13 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、松ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊 藤 明 彦 栄区笠間五丁目 9 番 12 号	中 妻 哲 雄 栄区笠間五丁目 7 番 5 号

栄区告示第 14 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、長倉町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	遠 藤 利 雄 栄区長倉町 3 番 6 号	井 上 博 夫 栄区長倉町 3 番 2 号

区 公 告

中 区 公 告 第 114 号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 5 年 5 月 25 日

契約事務受任者

横浜市中区長 小林 英 二

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	機器番号	所在	施設名	貸付面積 (m ²)
23-30-001	1	中区日本大通 35 番地	中区庁舎 本館 (建物内 1 階正面 入口付近)	1.5
	2	中区日本大通 35 番地	中区庁舎 本館 (建物内 1 階通用 口付近)	1.5
	3	中区日本大通 35 番地	中区庁舎 本館 (建物内 7 階ロビ ー)	1.5
	4	中区山下町 246 番地	中土木事務所 (建物内 1 階ホー ル)	1.5
	5	中区山下町 246 番地	中土木事務所 (建 物外)	2.0

(3) 最低貸付料

販売実績の 20.0 % 以上

(4) 貸付期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のい

ずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 5 月 25 日から令和 5 年 6 月 1 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

中区日本大通 35 番地
 横浜市中区総務課（中区役所本館 6 階）
 電話 045(224)8115

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 5 年 5 月 25 日から令和 5 年 6 月 1 日まで

(2) 受付場所

Eメールアドレス：na-somu@city.yokohama.jp
 中区日本大通 35 番地
 横浜市中区総務課（中区役所本館 6 階）

5 入札日時及び場所

令和 5 年 6 月 9 日 午後 1 時 30 分
 中区日本大通 35 番地 中区役所本館 6 階会議室

6 入札保証金

免除

7 次の入札は無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札
- (2) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (3) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、市有財産飲料自動販売機入札募集要領に定める方法によらない入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

交 通 局

交 通 局 公 告 第 3 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 各 号 の 規 定
に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 5 月 1 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 5 月 25 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
高 速 鉄 道 本 部 駅 務 管 理 所	運 輸 事 務 職 員	和 泉 和 彦	免 職

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第 5 号

横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、横浜市立市民病院医業収益の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ソラスト 横浜支社長 村野 瑞 樹	神奈川県金港町一丁目 7 番地	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

教育委員会

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 7 号

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（令和 5 年 3 月横浜市教育委員会規則第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（定期報告）

第 5 条の 2 法第 16 条の規定による報告は、定期報告書（第 6 号様式
の 2）により毎年 1 回 6 月 1 日から同月末日までの間に行わな
なければならない。ただし、法第 11 条の規定による登録を受けた日
から 1 年に満たないときは、この限りでない。

第 9 条の見出しを「(公表)」に改め、同条本文中「横浜市報で公告
する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に
改める。

第 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号様式の 2 (第 5 条の 2)

定 期 報 告 書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所
名 称
電 話

博物館法第 16 条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
学芸員の人数 (年 月 日現在)	人
博物館資料の数 (年 月 日現在)	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無
活動実績	

(A 4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

そ の 他

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市国民保護対策本部長

横浜市緊急対処事態対策本部長

横浜市長 山中竹春

横浜市国民保護対策本部等組織・運営規程第 1 号

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

横浜市国民保護対策本部及び横浜市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程（平成 19 年 3 月国民保護対策本部等組織・運営規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表デジタル統括本部の項中「2 特命事項に関すること。」を削り、「3 緊急を要する他の局への応援に関すること。」を「2 他局に対する応援に関すること。」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

電子署名に用いる証明書の失効

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により行う電子署名に用いる次の証明書は、その効力を失う。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 財政局長（管財課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Zaiseikyokuchokanzaikanyusatsusenyō, OU=Kanzaika, OU=Kanzaibu, OU=Zaiseikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU=Organization CA R2, O=LGPKI2, C=JP
使用を終了した日	令和 5 年 4 月 18 日
シリアル番号	5b 86 fc 1f
フィンガープリント	b9 90 22 a5 11 b3 51 c3 44 1d 12 6d f3 4a 56 ad 1b 84 0e f7

2 財政局長（取得処分課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Zaiseikyokuchoshutokushobunkanyusatsusenyō, OU=Shutokushobunka, OU=Kanzaibu, OU=Zaiseikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU=Organization CA R2, O=LGPKI2, C=JP
使用を終了した日	令和 5 年 4 月 18 日
シリアル番号	5b 86 fc 1d
フィンガープリント	b1 97 07 b3 98 32 7d f8 af b2 88 56 9f d2 e2 6f f2 2a 16 ed

3 財政局長（資産経営課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Zaiseikyokuchoshisankeieikanyusatsusenyō, OU=Shisankeieika, OU=Kanzaibu, OU=Zaiseikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU=Organization CA R2, O=LGPKI2, C=JP
使用を終了した日	令和 5 年 4 月 18 日
シリアル番号	5b 86 fc 25

フィンガー プリント	b7 ad 66 62 87 11 58 42 75 2d b4 b3 cc cf 32 b1 37 7f 29 2b
---------------	-------------------------------------------------------------

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

正 誤

令和 5 年号外第 6 164 ページ 11 行目「がんセンター担当課長」は「、がんセンター担当課長」の、12 行目「臨床研究部担当課長」は「、臨床研究部担当課長」の、「技士長」は「、技士長」の誤り。

令和 5 年定期第 132 号 121 ページ下から 6 行目「3」は「4」、下から 2 行目「4」は「5」、122 ページ上から 3 行目「5」は「6」、上から 7 行目「6」は「7」の誤り。